

せ い か つ

生活のしおり

ひ かん ご ざい しょ しゃ よう (被観護在所者用) だん しょう (男子用)

とうきょうしょうねんかんべつしょ
東京少年鑑別所

目次（もくじ）

1	はじめに	
2	生活 <small>せいかつ</small> のきまり	
3	一週間 <small>しゅうかん</small> の生活表 <small>せいかつひょう</small>	
4	一日 <small>いちにち</small> の生活 <small>せいかつ</small>	
5	洗濯 <small>せんたく</small> ・クリーニング	
6	保健 <small>ほけん</small> 衛生 <small>えいせい</small>	
7	日記 <small>にっき</small> ・ノート	
8	作品集 <small>さくひんしゅう</small>	
9	はり絵 <small>え</small>	
10	図書 <small>としょ</small> ・新聞 <small>しんぶん</small>	
11	面会 <small>めんかい</small>	
12	手紙 <small>てがみ</small>	
13	金品 <small>きんぴん</small> の取扱い <small>とりあつかい</small> （差入れ <small>さしいれ</small> ・購入 <small>こうにゅう</small> ・貸与等 <small>たいよとう</small> ）	
14	さまざまな支援 <small>しえん</small> （学習 <small>がくしゅう</small> ・進路支援 <small>しんろしえん</small> ・レクリエーション）	
15	教誨 <small>きょうかい</small> について	
16	災害時 <small>さいがいじ</small>	
17	共同室 <small>きょうどうしつ</small> での生活 <small>せいかつ</small>	
18	季節限定 <small>きせつげんてい</small> の貸与品 <small>たいよひん</small> について	
19	少年鑑別所 <small>しょうねんかんべつしょ</small> の生活 <small>せいかつ</small> で苦情 <small>くじょう</small> があるとき	
20	職員 <small>しょくいん</small> に相談 <small>そうだん</small> したいことがあるとき	
21	国民年金制度 <small>こくみんねんきんせいど</small> とは	
22	少年鑑別所視察委員会 <small>しょうねんかんべつしょしきさついいんかい</small>	
23	弁護人 <small>べんごにん</small> とのファクシミリによる通信 <small>つうしん</small> について	
24	不在者投票 <small>ふざいしやとうひょう</small>	

1 はじめに

あなたは今日から東京少年鑑別所で生活することになりました。

この「生活のしおり」は、みなさんに伝えなければならないことや、守ってもらルールなどが書かれています。これをよく読んで、分からないことがあったら職員に質問してください。

(1) 期間

「観護措置」で入所したほとんどの人が、審判までの間、この東京少年鑑別所で過ごすこととなりますが、「観護措置」の期間は2週間であり、ほとんどの人が1回更新されて、おおむね4週間以内に「審判」をむかえます。しかし、人によっては「観護措置」が更に2回更新されることもあり、その場合は最大で8週間（56日間）になることもあります。

「勾留に代わる観護の措置」で入所した人は、まず最大で10日間ここで過ごすこととなります。その後、あなたの事件が家庭裁判所に送致されると、その日から上に書かれている「観護措置」の期間が始まります。

その他の理由で入所した人は、入所時に説明された期間、ここで生活します。

(2) 「鑑別」とは？

かんごそち にゅうしょ ひと たいしょう かんべつ ひと ひと
観護措置で入所した人が対象です。「鑑別」とは、その人がどういう人かを
しら べることを行います。そのため、たいしょう ひと ひと あいだ
調べることをいいます。対象になった人はここにいる間にさまざま
なテストやめんせつ う 受けたり、からだ じょうたい しら べするためのけんこうしんだん おこな
なテストや面接を受けたり、体の状態を調べるための健康診断が行われたり
します。また、しょくいん まいにち せいかつたいど かんさつ
します。また、職員は、毎日の生活態度も観察します。

それらのけっか が、かていさいばんしょ ほうこく しょうぶん けつてい
それらの結果が、家庭裁判所に報告され、あなたの処分を決定するための
ざいりょう ひと
材料の一つとなります。

(3) 「審判」とは？

しんぱん しょうぶん けつてい てつぎ かていさいばんしょ さいばん
「審判」とは、あなたの処分を決定する手続のことで、家庭裁判所の裁判
かん おこな さいばんかん かていさいばんしょちょうさかん けいさつかん しょうねんかんべつしょ
官が行います。裁判官が、家庭裁判所調査官、警察官、そして少年鑑別所など
からのほうこく しんぱん はなし き うえ ひつよう
からの報告をもとに、審判であなたから話を聞いた上で、あなたにとって必要
なしょうぶん けつてい
な「処分」を決定します。

あなたのしんぱん ひ き しょうねんかんべつしょ れんらく し
あなたの審判の日が決まって、少年鑑別所に連絡があったら、すぐにお知ら
せします。

(4) 「処分」（審判の結果）とは？

しんぱん い わた しょうぶん い か
審判で言い渡される処分には、以下のようなものがあります。

① 審判時の年齢が17歳以下の場合

I 保護観察

○ しゃかい もと せいかつ ほ ごかんさつしょ しどう う じゅんしゅじこう き
社会に戻って生活し、保護観察所の指導を受けます。遵守事項（決められ

た約束)を守り、保護司等の指導・助言を受けます。

Ⅱ 少年院送致

- 少年院で教育を受けます。
- 規則正しい生活を身に付け、自分の問題点を改善し、教育や訓練を受けます。
施設により、教育や訓練の内容は違います。

種類(種別)	年齢
第1種少年院	おおむね 12歳から23歳未満
第2種少年院	おおむね 16歳から23歳未満
第3種少年院	心身に病気のあるおおむね 12歳から26歳未満
第4種少年院	少年院において刑の執行を受ける者

- 通常、教育を受ける期間は12か月程度ですが、場合によっては、短期間(6か月以内)、特別短期間(4か月以内)という処遇勧告が付くこともあります。ただし、第2種少年院及び第3種少年院には、短期間と特別短期間の処遇勧告が付くことはありません。

Ⅲ 児童自立支援施設送致

- 児童自立支援施設という全寮制の学校のような施設で生活し、教育を受けます。主に義務教育が終わっていない人が入ります。

Ⅳ 検察官送致

- 検察官に事件が送られ、成人と同じ手続で、地方裁判所で裁判を受けます。

Ⅴ 試験観察

- これは、最終的な処分ではありません。家庭裁判所調査官がしばらく生活の様子をみて、もう一度審判を行い、最終的な処分を決めます。
- 次の2種類があります。

試験観察（在宅）	社会に戻って生活し、家庭裁判所調査官の指導を受けます。
試験観察（補導委託）	決められた住み込み先で生活し、家庭裁判所調査官の指導を受けます。

Ⅵ 児童相談所長送致

- 社会に戻って生活し、児童相談所の児童福祉司等の指導を受けます。

- ② 審判時の年齢が18歳以上の場合（「特定少年」として審判を受けることとなります。）

I 保護観察

特定少年としての審判で言い渡される保護観察は、次の2種類です。

- 6か月の保護観察
- 2年の保護観察

このうち、2年の保護観察は、その期間中に重大な遵守事項違反があった（決められた約束を守らなかった）場合、少年院に収容されることがあります。

II 少年院送致・少年院への収容

- 特定少年としての審判で少年院送致を言い渡されるとき、家庭裁判所から「少年院に収容する期間」（少年院に収容できる期間の上限）が併せて言い渡されます。「少年院に収容する期間」は、3年以下の範囲で家庭裁判所が決めます。

※ 実際に少年院で矯正教育を受けることになる期間は、生活のしおり1の

(4) ①で説明している内容と同じです。

- 「I 保護観察」で説明したように、2年の保護観察の間に、重大な遵

守事項違反があった場合、家庭裁判所の審判を受けて、「少年院への収容」を言い渡されることがあります。この少年院は、「第5種少年院」と呼ばれ、「第5種少年院」への収容が言い渡されると、2年の保護観察決定がなされた時に言い渡された「少年院に収容することができる期間」（1年以下の範囲で家庭裁判所が決めます。）の範囲内で少年院に収容されます。

この期間は、1年以下の範囲で家庭裁判所が決めます。このうち、実際に少年院で矯正教育を受けることになる期間は、11週間程度又は20週間程度であることが一般的です。

Ⅲ 検察官送致

次に当てはまる事件の場合、特定少年としての審判では、原則として検察官送致が言い渡されることになります。

- 事件時16歳以上で、故意の犯罪行為で被害者を死なせた罪（殺人、傷害致死など）の事件
- 事件時18歳以上で、死刑、無期又は短期（法定刑（※）の下限）1年以上の懲役・禁錮に当たる罪（現住建造物等放火、不同意性交等、強盗、組織的詐欺など）の事件

※法定刑：ある犯罪に対して科すことができる刑罰の範囲（0年以上の懲役など）

2 生活のきまり

社会にきまり（法律）があるように、少年鑑別所にも守らなければならないきまり（規則）があります。まずは、次に示す「生活のきまり」をよく読んで覚え、これを守って、気持ちよく落ち着いた生活をするようにしましょう。

〈生活のきまり〉

- ① 他の人に暴力を振るったり、暴力を振るってけがをさせたりしないこと。
- ② 他の人を脅したり、脅して要求ごとをしたりしないこと。
- ③ 他の方の持ち物を盗んだりしないこと。
- ④ 面会や手紙を利用して、これらの行為を人に頼んだりしないこと。
- ⑤ その他、法律に触れるような行為をしないこと。
- ⑥ 他の方とけんかや口論をしたりしないこと。
- ⑦ 他の方を言葉で傷つけたり、いじめたり、ばかにしたりしないこと。
- ⑧ 部屋の中で大きな物音をたてたり、騒いだりしないこと。
- ⑨ 人が嫌がることをしたり、言ったりしないこと。
- ⑩ 自殺しようとしたりしないこと。
- ⑪ 自分の体を傷つけたり、入れ墨を入れたり、髪やまゆ毛を抜いたりしないこと。

- ⑫ りゆう 理由もなく しょくじ 食事を取るのを拒否したりしないこと。
- ⑬ た 食べ物や もの 飲み物以外の物 もの を た 食べたり の 飲んだりしないこと。
- ⑭ しょくいん 職員の しじ 指示に したが 従わなかったり、かって 勝手な ふ 振る舞い ま をしたりしないこと。
- ⑮ しょくいん 職員に い しつこく よ 言い寄ったりして、こま 困らせないこと。
- ⑯ もうしで うその し 申出をしないこと。
- ⑰ しょうねんかんべつしょ 少年鑑別所の せつび 設備に いた はずらをしないこと。
- ⑱ に 逃げようとしていたり、に 逃げる けいかく 計画 た を立てたりしないこと。
- ⑲ へ 部屋の せつび 設備や か 借りているものを こわ 壊したり、よご 汚したりしないこと。
- ⑳ めんかい 面会・てがみがい 手紙以外の しゅだん 手段で そと 外の人と ひと 連絡 れんらく をとったり、とろう とろうとしていたりしないこと。
- ㉑ きけん 危険なものを きょしつない 居室に もち 持ち込み たてももの たり、それを こわ 用いて ほか 建物を壊したり、ほか 他人に お 危険 およ を及ぼすようなことはしないこと。
- ㉒ ひ 火を お 起こしたり、ゆうどく 有毒な はっせい ガスを発生させないこと。
- ㉓ ち ものを へ まき散らして なか 部屋の中を よご 汚したり、らくが 落書きをしたりしないこと。
- ㉔ けんこうしんだん 健康診断を きょひ 拒否したり、ひつよう 必要な しんりょう 診療 きょひ を拒否したりしないこと。
- ㉕ こうい わいせつな ほか 行為や ひと 他人に せいてき 性的な こうい 行為をしないこと。
- ㉖ てつづき 手続を受けずに、かく ものを も 隠し持ったりしないこと。
- ㉗ きょか 許可なく、せいさく ものを せい 製作しないこと。

- ⑳ 自分の持ち物じぶん も ものや少年鑑別所しょうねんかんべつしょから借りた物か ものを、他の人ほか ひとと交換こうかんしたり、貸し借りかしたりしないこと。
- ㉑ 自分の持ち物じぶん も ものや少年鑑別所しょうねんかんべつしょの物ものを、許可きょかを得ずえ かって すに勝手に捨てないこと。
- ㉒ 食事しょくじや菓子かしを、他の人ほか ひとと交換こうかんしたり、他の人ほか ひとに与えたりあたしないこと。
- ㉓ 他人ほか ひととプライバシーかかに関わること（住所じゅうしょ・電話番号でんわばんごう・審判日しんぱんび・事件じけん）の事こと・地元じもとの事こと・家族かぞくの事こと・友人ゆうじんの事ことなど）を聞いたりき、教えたりおししないこと。
- ㉔ 会話かいわが禁止きんしされている場面ばめんで、理由りゆうもなく他人ほか ひとと会話かいわをしないこと。
- ㉕ 決められた場所きま ばしょから勝手にいなくなったりかってしないこと。
- ㉖ 他人ほかの部屋へやの人ひとと窓越まどごしで話はなしたり、呼びかけたりよ、合図あひずをしたり、紙かみに書かいたりして連絡れんらくを取り合あったりしないこと。
- ㉗ 廊下ろうかを歩あるく際さい、他人ほかの部屋へやをのぞかないこと。
- ㉘ 自分の手紙てがみを他人ほか ひとの人に書かかせたりしないこと。
- ㉙ 寝ていい時間帯ね じかんたいや横よこになっていい時間帯じかんたい以外いがいに、寝転ねころがったりしないこと。
- ㉚ 点呼てんこを受ける位置う ちや、布団ふとんを敷しく位置ち、居室きょしつの中なかの物ものの位置ちなど、決められきた場所ばしょを勝手に変かえないこと。
- ㉛ そのほか、他人ほか ひとの人に迷惑めいわくをかけるような行為こういをしないこと。
- ㉜ これらのきまりを他人ほか ひとの人に破やぶるようそそのかしたり、破やぶることを手伝てつだったりしないこと。

いじょう まも きりついはん ちょうさ
以上のことを守れなかったときは、規律違反があったかどうかを調査します。

いはん ばあい に ど て
そして、違反があった場合には、二度とそのようなことをしないための手だてをとることがあります。

せいかつ くわ けんこうてき き も せいかつ ため
また、この「生活のきまり」に加えて、健康的に気持ちよく生活する為に

つぎ てん ところ せいかつ
も、次の点についても心がけて生活しましょう。

せいかつ うえ ところ
〈生活する上で心がけること〉

しよくじ た けんこう き むり ぜんぶた
○ 食事はきちんと食べ、健康に気をつけましょう。ただし、無理に全部食
べる必要はありません。

ふくそう み
○ 服装や身だしなみはきちんとし、だらしなくならないようにしましょう。

へ や そうじ せいけつ
○ 部屋はきちんと掃除し、いつも清潔にしておきましょう。

じぶん もの か もの かんり たいせつ つか
○ 自分の物や借りた物はきちんと管理し、大切に使うようにしましょう。

まわ ひと いや おも き せいかつ
○ 周りの人が嫌な思いをしないよう気をつけて生活しましょう。

せいりせいとん ところ
○ 整理整頓を心がけましょう。

ことば ふ ま ちゅうい れいぎただ せいかつ
○ 言葉づかひや振る舞いに注意して、礼儀正しく生活しましょう。

からだ ぐあい わる はや しょくいん もう で
○ 体の具合が悪いときは、早めに職員に申し出ましょう。

3 一週間の生活表

曜日 時間	平日	休日
午前7:00	起床	
7:30 ~8:45	朝食 室内清掃等	起床 朝食 室内清掃
8:45 ~9:00	点呼 点検	点呼
9:00 ~11:30	運動 入浴 図書 課題 面接 調査 学習 読書等	運動 課題 学習 読書等
午前11:30 ~午後0:00	昼食	
午後0:00 ~1:00	安静時間	
午後1:00 ~4:15	入浴 図書交換 課題 面接 調査 居室内運動 学習 読書等	課題 DVD視聴 居室内運動 学習 読書等
4:15 ~4:30	点呼	
4:30 ~6:00	日記 学習 読書	
6:00 ~6:40	夕食 学習 読書	
6:40 ~7:00	就寝準備	
7:00 ~8:00	テレビ視聴 学習 読書等	
8:00 ~8:55	教養DVD視聴 学習 読書等	
午後9:00	就寝	

4 一日の生活

少年鑑別所では、一週間の生活表に従って生活します。主なものを説明するので、しっかり覚えましょう。また、1年を通して基本的には同じですが、夏や冬など、季節によって変更される場合があります。

(1) 起床

- 午前7時（土・日・祝日は、7時30分）に起床します。
- 起床したら次のことを順番にしてください。
 - ①室内着に着替える。②布団をたたむ。③洗面をする。

(2) 食事

- 朝食は午前7時30分頃、昼食は午前11時30分頃、夕食は午後6時頃です。
- 食事の前は、机の上を片付けて、台ふきんできれいにふきましょう。食事の前後は手洗いやうがいをします。食器口は、食事を受け取る前と、食器を返した後の2回、水洗いした台ふきんできれいにします。また、ひざ掛けなどは、食事中は使えませんので、片付けてください。
- 食事を受け取る時は、食器口の前に立ち、あいさつをして受け取ります。
- 弁当箱を返すときは、出されたものや調味料等の小袋などは全て食器の中に入れてから、食器口に置きます。そして、職員がその弁当箱を回収する際

は、きちんとあいさつをしましょう。

○お茶について

夏の間は、毎朝新しいお茶のパックが一つもらえますので、居室内の水道水でお茶を作ってください。前の日まで使っていた古いお茶パックは、朝食の弁当箱に入れて出ください。

冬の間は、温かいお茶がもらえます。ポットは朝食前後に職員が回収し、午前中のうちに温かいお茶が入れられてから配られます。ポットの中に入っているお茶パックは、必ず食べ終えた弁当箱に入れて出し、ポットを出す前には中をきれいに水で洗いましょう。

ポットは、少年鑑別所にいる間、ずっとあなたが使うものです。清潔にするよう心がけてください。

(3) 清掃

- 朝食後は、掃除の時間になります。居室内には、ほうき、ちりとり、ぞうきん等が備え付けてあります。室内の隅々まできれいに掃除をしてください。また、トイレの洗剤や、洗面台の洗剤、コップを洗うための洗剤等が配られる日もありますので、いつも以上にしっかりと掃除をしてください。

(4) 手紙の発信・各種申出用紙の受付(午前8時15分頃)

「購入等申し込みのしおり」をよく読んで、必要な用紙を提出してください。

用紙は朝の受付時間でしか提出できません。また、新しい用紙が配られたら、

使用した用紙が入っていたところに入れてください。

(5) 点呼・点検(朝 午前8時45分頃 / 夕 午後4時15分頃)

朝と夕方の2回、職員と直接顔をあわせて挨拶をする「点呼」があります。

気持ちのメリハリをつけるためにもこの時間を大切にしましょう。

また、平日の朝には、「点呼」と同時に居室の「点検」が行われます。「点検」

は職員がゴミを回収し、それから居室内の整理整頓や掃除の状況を確認し

ます。平日の朝は、「点呼」と「点検」の両方が終わった時点で終了です(休日

の朝は、「点呼」が終わった時点で終了です。)ので、布団にカバーをつけてください。

朝の点呼の準備

○ 居室の整理状況をまずは自分で確認します。

① 布団カバー(大きなカラフルな布)を外してたたんでおく。

② ロッカーの扉、引き出しをすべて開ける。

③ 机の上をきれいに片付ける。

④ きちんとした姿勢で待つ。

※ 点呼のときは、座椅子を使いません。

朝の点呼（午前8時45分頃）

- 姿勢を正して、元気良く、礼儀正しくあいさつをしましょう。
- 今日一日の生活を考え、体調や必要なものについて申し出ます。（次の点を確認）

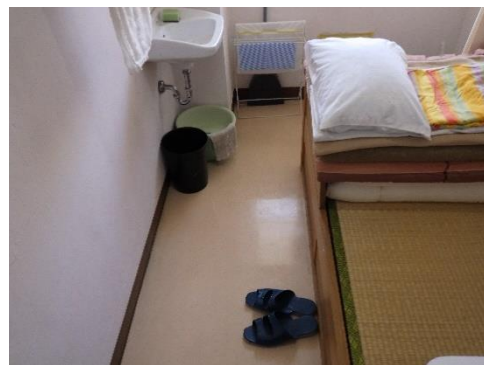
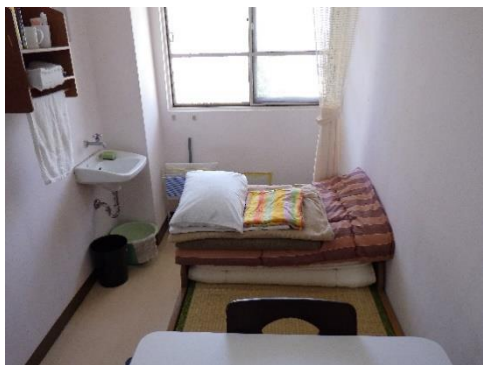
- ① シャープペンシルの芯、ちり紙、綿棒の希望、はり絵などの貸し出し
- ② つめ切りの貸し出し（平日のみ）
- ③ 体の具合が悪いとか、医師への相談がある人は職員に申し出てください（診察は原則として平日のみ）。
- ④ 電気かみそりを使いたい人（女子は除く。）は、職員に申し出てください。初めて使う人も同様です。電気かみそりを使い終わった人は、きちんと掃除をして午前11時頃までに次ページの写真のように食器口に出してください（平日のみ）。



ゆうがた てんこ (ごご 4じ 15ふんころ)
夕方ゆうがたの点呼てんこ (午後4時15分頃)

- 基本的には、朝の点呼と一緒に、次の点が変わります。
- ① 居室の扉は開けないで行います。
 - ② 集団室の人は、食器口周辺に集まって待つようにしてください。
 - ③ 日曜日にちようびから木曜日もくようびまでは、翌日の運動参加の希望を申し出ます。
 - ④ シャープペンシルの芯しんやちり紙ちりしの配布はいふの希望も申し出てください。
 - ⑤ 日記が配られますので、今行っていることをやめて書き始めてください。
書き終わったら食器口しょつきこうに日記にっきを置いてください。
 - ⑥ 準備では、朝の点呼と同様に、机の上を片付けておきますが、ロッカーは開けない、布団カバーを外さないという違いがあります。

布団もサンダルもロッカーも棚も、このように整頓しましょう！



(6) 健康診断・診察

- 健康診断は、入所した日または翌日に医師が行います（ただし、翌日が休日
のときは休日明けの平日）。今までのけがや病気のこと、現在のけがや病気
のことについて、きちんと説明してください。
- 具合が悪いときなどは、診察を申し出てください。お金はかかりません。
- 医師より飲み薬が処方された場合、その薬は職員の方で保管します。
食後や寝る前など、薬を飲む時間になったら、忘れずに職員に申し出てくだ
さい。
- 飲み薬は、口に入れたら、口を開け、職員が薬がきちんと口の中にあるか
確認します。また、飲み終わったら、口を開け、舌を上げて、職員が口の中
に残っていないかを確認します。さらにコップに残っていないかを見せてく
ださい。
- 塗り薬は、居室の中で自分で管理してください。使用した際は、忘れずに
渡された保管薬使用票に記載してください。
- 入所前にあなたを診察してくれていた医師の診察を受けたい場合には、
症状などによっては認められる場合がありますので、医師に相談してくだ
さい。

(7) 運動

室外での運動

- 運動は、平日の午前9時頃から順に、グラウンドか体育館で行います。
- 木曜日は、原則として外部講師指導による運動です。
- 運動参加を希望する人は、前日の夕方の点呼で申し出てください。
- 運動はみんなで行動するときがあるので、職員の指示にきちんと従って参加してください。従えないときは、参加を取り止めてもらうこともあります。
- * 時間は変更になることがあります。
- * 放送の指示で、体操着に着替えて準備をします。体操着の洗濯についてはその都度指示します。

室内での運動（午前9時45分/午後1時/午後4時）

- 朝（午前9時45分～午前10時）と昼（午後1時～午後1時30分）、そして夕方（午後4時～午後4時15分）は室内運動の時間です。
- 室内運動の時間は、放送にあわせた運動か、室内の狭いスペースの中でできる運動（筋力トレーニング、ストレッチなど）を行うことができます。
- ただし、大きな音を立てて、他の部屋の人に迷惑をかけたり、別の時間に運動をしたりしてはいけません。

(8) 入浴

○ 入浴のある曜日

	げつ 月	か 火	すい 水	もく 木	きん 金
がつ がつ 1月～6月 がつ がつ 10月～12月	○		○		○
がつ がつ 7月～9月	○	シャワー	○	シャワー	○

- 入浴時間は、約20分間です（シャワーは約10分間）。
- 入浴のときの持ち物は、以下のものです。
 - ① タオル
 - ② 石けんまたはボディーソープ・シャンプー
 - ③ 必要な人は着替えも持ってきてください。
- くつ下（冬季はトレーナーやフリースなど）は、ぬれてしまうので、室内で脱いでから入浴場に行きます。
- 浴室に入る時に、タオルを1枚渡します。戻るときは、タオルを1枚返してください。
- 身体や髪を洗ってから浴そうに入ります。シャワーを使うときは、周りの人に掛からないように座って使いましょう。また、浴そうに入るときは温度を確かめて、やけどをしないように気をつけましょう。
- 冬（11月頃～4月頃）は洗濯用のお湯を部屋に持ち帰ることができますので、必要な人は室内のバケツを持ってきてください。

(9) 安静時間 (午後0時～午後1時)

- 横になって休むことができる時間です。静かに過ごしましょう。
- 横になるときに、使えるのは①枕②タオルケット (毛布の入っているときはタオルケットの上にも毛布も可。)です。ただし、毛布やタオルケットを下に敷いてはいけません。必ず体の上に掛けて使ってください。
- 寝ながら読書や書き物をしてはいけません。

※ 1階のベッドのある部屋で生活している人

は、テーブルを下ろして、使わない寝具を右

の写真のように机の上に置き、畳の上には

何もない状態で休んでください。



(10) 学習・読書時間 (日記終了後～午後6時40分)

- 夕方の点呼で配られた日記を書き、食器口に提出します。その後の時間は読書や学習などを行います。

(11) 就寝準備 (午後6時40分～午後7時)



シーツの上はタオルケットを敷き、毛布、掛け布団の順。掛け布団には襟布をつける。



布団を敷いたら、写真のように二つ折りにし、座布団、机を戻します。

○ 午後6時40分に就寝準備 (寝るしたく) の放送があります。

○ 次のことを行います。①洗面・歯磨き、②着替え、③布団の準備等

(12) テレビ・教養DVD視聴 (午後7時～8時55分)

○ 午後7時から8時までは、好きな番組を見ることができます。ただし、静かに落ち着いて考え事をしたい人もいるので、他の人の迷惑になる行為 (大きな音や笑い声) はやめましょう。

○ 午後8時から教養DVDを放映します。

(13) 就寝 (午後9時)

○ 布団に入って休めます。布団を顔にか
けて寝ないようにしましょう。

○ 就寝後から起床の時間まで、読書、書き
物をしてはいけません。

また、起床の時間までは、早く目が覚め

ても布団に入り、横になっていましょう。

○ 畳部屋の布団は、扉側から50cmほど離して敷きましょう。



5 洗濯、クリーニング

- 少年鑑別所から貸与されている①下着シャツ、②パンツ(女子は除く。)、③靴下については、週に2回、少年鑑別所で洗濯します。
- 私物の下着類も無料で洗濯することができるので、希望者は事前に申込書の注意事項をよく読んで提出してください。
- 居室内で自分で洗濯することもできます。洗濯する時間帯は、朝の点呼から夕方までの間までです。
- 居室内で洗濯する場合は、石けんと洗面器を使い、汚れた水は、糸くずやゴミが出るのでトイレに流します。また、洗濯は洗面台で行わず、必ず床に洗面器を置いて行ってください。



- それ以外の少年鑑別所から借りている衣類や寝具類は、少年鑑別所で定期的に洗濯・交換します。
- 自分のお金で、領置している衣類をクリーニングに出すことができます。手続きには一週間ほどかかります。料金については、洋服の種類によって変わりますので、希望する人は職員に申し出てください。

6 保健衛生（つめ・髪・ひげ）（男子用）

- つめ切りを使いたい人は、平日の朝の点呼で申し出ます。
- 髪を切りたい人は、朝の点呼で申し出ます。月にだいたい2回、理容師さん（とこやさん）が来てくれますので、希望する人は事前に申し出てください。
また、変わった髪形などにはできません。髪型については、希望するときに職員に相談してください。
費用については、無料で切ってもらうのと、自分のお金で切ってもらう2種類があります。自分のお金で切ってもらうとってどんな髪型でも自分の好きな通りにできるわけではありませんので、申し込む際に職員に相談してください。
- 綿棒を使いたい人は、平日の朝の点呼で申し出ましょう。使用した綿棒はごみ箱に捨ててください。
- ひげをそりたい人は、平日の朝の点呼で申し出てください。電気かみそりと掃除用ブラシをビニール袋に入れて渡しますので、使い終わったら掃除をして食器口に出しておいてください。また電気かみそりを使える時間は、朝の点呼で渡されてから、だいたい午前11時頃までとします。この時間に充電もすませてください。眉毛、額、体毛など、ひげ以外をそってはいけません。
ルールを守らないときは貸し出しを中止します。

- 自分じぶんのひげそりつかを使う人も、少年鑑別所しょうねんかんべつしょのひげそりおなと同じように職員しょくいんが管理かんりしますので、使用しようしたいときは平日へいじつの朝あさの点呼てんこで申し出もうてください。
- ひげが伸びのすぎて、電気でんきかみそりではそれない場合ばあい（職員しょくいんが判断はんだんします。）は、入浴日にゅうよくびにT字じかみそりたいよを貸与たいよしますので、朝あさの点呼てんこで申し出もうてください。

7 日記・ノート

(1) 日記

- 日記は、夕方ゆうがたの点呼てんこの時に渡わたしますので、夕方ゆうがたの点呼てんこが終了しゅうりょうしたら書かき始めはじめてください。日記にっきを書かき終わおったら、食器しょっきこう口くちに提出ていしゅつします。
- 思おもったこと、考かんがえたこと、職しょくいん員ごうに相談そうだんしたいことなどを自由じゆうに書かきましよう。
- 他ほかの人ひとに自じ分の日記にっきを見みせたり、他ほかの人ひとの日記にっきを見みたりしてはいけません。
- 日記にっきは、少しょう年ねん鑑別所かんべつしょを出でるときに回かい収しゆうします。持もち帰かえることはできません。
- 日記にっきを破やぶってはいけません。

(2) ノート（少年鑑別所しょうねんかんべつしょで貸かし出だしたものの）

- 入所にゅうしょ時に新あたらしいノートを2冊きつ貸かし出だします。勉べん強きやうなどに使つかってください。
- 破やぶってはいけません。
- 中身なかみを確かく認にんされる場ばあ合いがあります。
- 少しょう年ねん鑑別所かんべつしょで貸かし出だしたノートは、少しょう年ねん鑑別所かんべつしょを出でるときに回かい収しゆうします。持もち帰かえることはできません。

(3) ノート（私物しぶつ）

- 入所にゅうしょ時に持もち込こんだもの、差さ入いれや購こう入にゅうした私物しぶつのノートを使つかうことが

できます。

- 私物のノートであっても、破ってはいけません。
- 検査のために、出すように言われたときは指示に従ってください。
- 私物のノートは、少年鑑別所を出るときに、持ち帰ります。
- 私物のノートには、自分のこと以外の少年鑑別所の中のこと（例えば、居室やグラウンドの地図、決まりごと、他の人のこと）を書いてはいけません。

8 さくひんしゅう 作品集



○ さくひんしゅう
作品集は、

① にゅうしょじ きにゅう
入所時に記入するもの

② きめられたひ きにゅう
決められた日に記入するもの（指定課題）

③ すきなときじゆうとく
好きなときに自由に取り組むもの（自由課題）

の3種類に分かれています。

しんぱん ひ すべて かだい お
審判の日までに全ての課題が終わるように取り組んでみてください。

○ ②の指定課題は、まいばんごご じ ほうえい きょうよう かんそう とうび
毎晩午後8時から放映する教養ビデオの感想と、土曜日の

ごぜんちゅう じっし かだい しゅるい とうび ごぜんちゅう かだい さくせいご
午前中に実施する課題の2種類です。土曜日の午前中の課題は、作成後に、

さくひんしゅう しよつきこう ていしゅつ
作品集ごと食器口に提出します。

9 はり絵^え



はり絵^えの道具^{どうぐ}

- はり絵^えは、自分で好きな絵^えのテーマを設定し、はり絵棒^{せつてい}を使って色紙^{えほう}を細か^{つか}く台紙^{いろがみ}にはり、完成^{こま}させるものです。
- 希望者^{きぼうしゃ}は、朝^{あさ}の点呼^{てんこ}で申し出^{もう}しましょう。
- 見本^{みほん}となる参考^{さんこう}作品^{さくひん}があるので、見たい人^みは、申し出^{もう}てみましょう。
- 道具^{どうぐ}の貸し借^かりや、他^{ほか}の少年^{しょうねん}に作品^{さくひん}を見せることはできません。
- 少年鑑別所^{しょうねんかんべつしょ}から出るときに、作品^{さくひん}を持ち帰^もることはできません。

10 図書・新聞

(1) 図書

①少年鑑別所の図書、②自分の図書の2種類があります。

① 少年鑑別所の図書

- 入所時、図書と国語辞典が居室にあります。「図書カード」に書名（本の題名）を書きましょう。
- その後は、図書交換の際に借りた書名を図書カードに記入していきます。
- 一般の図書は、貸し出し日によって決められた冊数だけ借りられます。ただし、学習に関する本（白のラベル）と仕事に関する本（緑のラベル）は、この冊数以外に借りられます。勉強したり、仕事について調べたりしてください。
- 読み終わってない本は、続けて借りることができますが、延長は2回までとなります。

図書交換について

少年鑑別所の図書は週に2回、交換することができます。これを図書交換といえます。

げつ 月	か 火	すい 水	もく 木	きん 金
	○ (3冊)		○ (5冊)	

図書交換が祝日にあたる日は、職員から図書交換の日を別に伝えます。

② ② 自分の図書（入所時に持ち込んだ図書・差入れの図書）

- 居室で所持することができる図書は10冊が目安です。棚に収まらない場合であっても、限度量内であれば所持することができます。
- ただし、学習用の図書は、必要な冊数を持つことができます。
- また、少年鑑別所の規律や秩序を害するおそれのある内容や、反社会的集団を肯定するような内容、わいせつな写真記事などが掲載された図書などあなたの健全な育成を著しく妨げるおそれのあるもの、鑑別の妨げになるおそれがあるものは、読むことができない場合があります。

(2) ② 新聞

- 新聞は、少年鑑別所で購入したものを回覧します。新聞が入ったらすぐに読み始め、読み終わったら、新聞をきれいに整えて食器口に返します。
- 新聞は、みんなで読むものです。おおむね30分以内に返却してください。また、破ったり、落書きしたりせず、大切に扱ってください。
- 新聞は自分で購入することもできます。入所時と第2、第4週の日曜日に注文を受け付けます。購入できるのは朝刊だけで、契約期間は2週間か1か月のどちらかになります。また、その期間中に退所することになっても、契約を途中で解約することはできませんので、注意してください。
- 購入した新聞は、5部まで居室内で所持することができます。
- 少年鑑別所の規律や秩序を害するおそれのある内容や、反社会的集団を肯定するような内容、わいせつな写真記事などが掲載されたものなどあなたの健全な育成を著しく妨げるおそれや、鑑別の妨げになるおそれのある新聞は、読むことができない場合があります。

1 1 ^{めんかい}面会

(1) ^{めんかい}面会の実施時間

- ^{めんかい}面会の実施時間は、^{げつようび}月曜日から^{きんようび}金曜日（^{しゅくじつ}祝日はできません。）の、^{ごぜん}午前は8時30分^{びん}から^{しょうご}正午（^{ごご}午後0時）まで、^{ごご}午後は1時から5時までです。

(2) ^{めんかい}面会できる人

- 「^{しんとういない}6親等以内の^{けつぞく}血族、^{はいぐうしゃ}配偶者、^{しんとういない}3親等以内の^{いんぞく}姻族」（^{おや}親・^{きょうだい}兄弟・^{はいぐうしゃ}配偶者（^{つま}妻や^{おっと}夫）・^{そふぼ}祖父母など）となる^{みうち}身内の人
- ^{つきそいにん}付添人（^{つきそいにん}付添人の^{めんかい}面会は、^{やかん}夜間や^{きゅうじつ}休日に行われる場合もあります。）、^{おこな}学校の^{せんせい}先生など、^{じゅうだい}重大（^{たいせつ}大切）な^{りゆう}理由があつて^{めんかい}面会することが必要だと^{ひつよう}少年鑑別所^{しょうねんかんべつしょ}が^{はんだん}判断した人
- ^{ほごし}保護司の^{せんせい}先生など、あなたが^{けんぜん}健全な^{しゃかいせいかつ}社会生活を送るために必要な^{おく}援助を受^{ひつよう}けるなど、^{めんかい}面会することが必要だと^{ひつよう}少年鑑別所^{しょうねんかんべつしょ}が^{はんだん}判断した人
- ^{めんかい}面会できる人でも、^{ひと}場合によっては、^{ばあい}場合によっては、^{めんかい}面会を^{とちゅう}途中で^{しゅうりょう}終了することもあります。

(3) 面会に関する制限等

- 1回の面会で3人まで会えます。
- 面会時間は30分ですが、面会申込件数が多い場合など短縮されることがあります。ただし、最低でも10分は実施されます。
- 付添人以外の面会は、原則として、少年鑑別所の職員が立ち会い、必要に応じて録音・録画を行うことがあります。
- 次のような会話などをしてはいけません。
 - ・ 暗号を使うなど職員が理解できない会話
 - ・ 事件の証拠を隠すような会話
 - ・ 犯罪や非行に誘ったり、そそのかしたりするような会話
 - ・ 少年鑑別所の規律や秩序を害するような会話や行為
 - ・ あなたの健全な育成を著しく妨げるような会話
 - ・ 鑑別の妨げになるような会話
 - ・ 少年鑑別所に入っている他の人に関する会話
- 面会者との身体接触はできません。
- 職員の指示に従えない場合は、面会を途中で終了することがあります。
- 付添人以外の面会の時、差入れの飲み物（ジュースなど、少年鑑別所内の自動販売機で購入されたものに限る。）を1本飲むことができます。また、茶室でも居室に持ち帰ることはできません。

12 手紙

手紙を出したい人は、午前8時15分に申し出てください。また、特別に急いで出したい時や電報を送りたいときは、職員に相談してください。

(1) 手紙を出すとき

- 手紙を出す時は、自分の切手やはがき、便せん、封筒などを使います。
- 購入するお金がない人は、職員に相談してください。
- 午前8時15分までに手紙の中身（本文）と、封筒の表に手紙を受け取る相手の名前と住所、そして封筒の裏に自分の名前と少年鑑別所の住所を書き終えた人は、手紙を出したいことを提出時間に申し出てください。そして手紙を封筒に入れて、封筒に切手を貼り、封をしないで職員に提出してください。
- 手紙に次のようなことを書いてはいけません。
 - ① 事件の証拠を隠すようなこと。
 - ② 少年鑑別所の中の規律や秩序を害するようなこと。
 - ③ うそや相手をおどすようなことを書いて、相手を不安にさせたり、損害を与えたりするようなこと。
 - ④ 法律に違反することや、非行や犯罪につながるようなこと。
 - ⑤ 相手にはずかしい思いをさせたり、名誉を傷付けたりすること。
 - ⑥ あなたの健全な社会生活の妨げになるようなこと。

- ⑦ 職員が読めない字や記号、暗号を使って書くこと。
- ⑧ 審判や鑑別の妨げになるようなことや、保護者等以外の人に審判の日や送致される少年院名を教えること。
- ⑨ 「少年鑑別所に〇〇さんが入っているよ。」などの少年鑑別所に入っている他の人のことについて書くこと。

(2) 切手・はがき

- 切手やはがきは居室内で大切に保管してください。
- 封筒で送る場合、通常の定形郵便だと84円ですが、重さが25グラムを超える場合は94円となります。また、速達で出す場合は、別に260円が必要です。

(3) 手紙の書き方

- 封筒やはがきの表に相手の郵便番号、住所、氏名をボールペンで書きます。
- 少年鑑別所の住所は、
「〒179-0084 東京都練馬区氷川台2丁目11番7号」です。
※「東京少年鑑別所」と書く必要はありません。
- 封筒や郵便書簡の場合は、裏の左下に、はがきの場合は、表側の左下に、自分の名前を、ボールペンで書きます。

《封筒、郵便書簡の場合》

うら（自分の名前と住所）

A diagram of the back of an envelope. At the top left, there are four small squares representing a postage stamp. To the right of these squares, the return address is written vertically: 練馬区氷川台 (練馬区 氷川台), 二の十一 (二の十一), の七 (の七). To the left of the address, there are four circles arranged vertically, representing the envelope's flap.

おもて（相手の名前と住所）

A diagram of the front of an envelope. At the top right, there are two sets of four small squares, representing postage stamps. Below the stamps, the recipient address is written vertically: 足立区桜台 (足立区 桜台), 三の一 (三の一). At the bottom center, the word 様 (様) is written, indicating a formal address.

(4) 手紙を受け取る時

- 手紙がきたら、職員が一度読んでから渡します。内容によっては、受け取れない場合があります。
- 差出人(手紙を出した人)が分からない手紙も受け取れない場合があります。
- 受け取れなかった手紙は、少年鑑別所で預かり、少年鑑別所を出ていく時に渡しますが、内容によっては渡せない場合もあります。
- 受け取った手紙は、居室内のテレビ台の下や棚(集団室の人はロッカー)に保管して、なくさないようにしましょう。

13 金品の取扱い(差入れ・購入・貸与等)

(1) 自分の持ち物について

- 少年鑑別所に入った時に、持ってきたものやお金は、少年鑑別所で預かり、退所するときに返します。
- 所内生活に必要な衣類、寝具、日用品等は全て少年鑑別所で用意していますが、持ってきたものや、差し入れられたもの、又は少年鑑別所で購入したもので、「自弁物品一覧表」に書かれているものに限り、決められた数量(持ってきたもの、差し入れられたもの、買ったものの合計数)の範囲内で使用することができます。ただし、「自弁物品一覧表」にあるものでも、少年鑑別所の規律や秩序を乱すおそれがあるときや、あなたの健全な育成を著しく妨げるおそれがある場合などは使用できないことがあります。
- 居室で所持することができる自分のものの量は、合計で60リットルまでです。60リットルを超える分は、ほかのものと一緒に少年鑑別所の倉庫で保管することになりますので、注意してください。
- 少年鑑別所で預かることのできるものの量は少年鑑別所の倉庫で預かるものと、あなたが居室で所持するものを合わせて100リットルまで(ただし、眼鏡等の補正器具や裁判書類等は除きます。)です。それ以上のものは預かれないので、保護者等に持ち帰ってもらうか、処分してください。
- 居室で所持している自分のものを、少年鑑別所の倉庫に保管してほしいと

きは「じべんぶつびんりょうちねがい自弁物品領置願」というようし きさい用紙に記載して、あさ てんこじ ちゅう朝の点呼時に申し出てくだ
さい。

- しょうねんかんべつしょ そうご ほかん少年鑑別所の倉庫に保管しているものをしよう使用したいときは、「じべんぶつびん自弁物品
しようねがい使用願」というようし きさい用紙に記載して、きめられた ひ あさ てんこじ ちゅう決められた日の朝の点呼時に申し出てくだ
さい。ただし、しよう使用したいものが、めがねとう ほせいきぐ さいばんしよるいとう眼鏡等の補正器具、裁判書類等である場合
は、まいにちう つ毎日受け付けますが、やす ひ休みの日はたいおうすぐに対応できない場合があるので、
ひつよう ひと はや必要な人は早めにちゅう申し出るようにしてください。

- しょうねんかんべつしょ そうご ほかん少年鑑別所の倉庫に保管しているめいし名刺やメモなどをかくにん確認したいときは、
いちじしようねがい「一時使用願」というようし きさい用紙に記載して、あさ てんこじ ちゅう朝の点呼時に申し出てくだ
さい。

- ノートやメモなどきさい記載があるものは、そのないよう内容によっては、ひきわた引渡せない場合
があります。

(2) さしい差入れ

- さしい差入れができる人はひと ほごしゃとう保護者等です。そのほかのひと人からのさしい差入れは、しょうねん少年
かんべつしょ ちよう鑑別所の長が、あなたにとってじゅうだい ようむ じょり重大な用務の処理のためひつよう必要があるものや、
こうふ う交付を受けることをひつよう必要とするじじょう事情があるとみと認める場合かぎに限られます。

- さしい差入れができる物品は、「じべんぶつびんいちらんひよう自弁物品一覧表」の中の「さしい差入れ」欄に「○」
しるし印が付いているものです。「さしい差入れ」欄に「-」しるし印が付いているものは、しょうねん少年
かんべつしょ してい鑑別所が指定したきょうしゃ業者からこうにゆう購入したものにかぎ限って使用することができ
るも
のです。

(3) 購入（自分のお金を持っている人）

- 少年鑑別所の中では次のとおり、購入ができます。
- 代金は、少年鑑別所で預かっているあなたのお金から差し引きます。

内容	申し込み日	配布	数
日用品・通信用具	日	火	品物によっては、週に1回しか買えないのがありますので、一覧表をよくみてください。
	水	金	
弁当	火	翌週の月曜日から注文日に配布。	自分のお金で、昼食のお弁当を購入することができます。火曜日に翌週の月曜から金曜までの5食分を受け付けます。また、お弁当を購入した人は、少年鑑別所が準備する昼食弁当を食べることができません。
お菓子、飲料	水	土	お菓子は2個まで、飲み物は1本のみ。

※ 弁当は、メニューの指定やアレルギーへの対応ができないので、食べ物にア

レルギーのある人は、弁当の注文をしないでください。

こうにゆういちらんひょう
購入一覧表

くぶん 区分	ひんめい 品名	すうりょう 数量	てきよう 摘要
	タオル	1	しゅう かいもうしこみか 週1回申込可。
	ハンカチタオル	2	しゅう かいもうしこみか 週1回申込可。
	せっ せんがんにりょう 石けん(洗顔料を含む)	3	しゅう かいもうしこみか せっ せんがんにりょう 週1回申込可。(石けん2、洗顔料1)
	ボディソープ	1	しゅう かいもうしこみか 週1回申込可。
	せっ ばこ 石けん箱	1	しゅう かいもうしこみか 週1回申込可。
	シャンプー	1	しゅう かいもうしこみか 週1回申込可。
	リンス	1	しゅう かいもうしこみか 週1回申込可。
	ブラシ	1	しゅう かいもうしこみか 週1回申込可。
	せんもうざい 染毛剤	1	しゅう かいもうしこみか 週1回申込可。
	シェービングクリーム	1	しゅう かいもうしこみか 週1回申込可。
	は 歯ブラシ	1	しゅう かいもうしこみか 週1回申込可。
	はみが 歯磨き	1	しゅう かいもうしこみか 週1回申込可。
	し ちり紙	1	しゅう かいもうしこみか 週2回申込可。
	にゅうえき 乳液	1	しゅう かいもうしこみか 週1回申込可。
はだよう 肌用クリーム	1	しゅう かいもうしこみか 週1回申込可。	
にちようひん 日用品	リップクリーム	1	しゅう かいもうしこみか 週1回申込可。
	せいかんざい 制汗剤	1	しゅう かいもうしこみか 週1回申込可。
	けしょうすい 化粧水	1	しゅう かいもうしこみか 週1回申込可。
	せいりようひん 生理用品	ひつようすう 必要数	しゅう かいもうしこみか じよし かぎ 週1回申込可。女子に限る。
	めんぼう 綿棒	1ケース	しゅう かいもうしこみか 週1回申込可。
	マスク(7枚セット)	1セット	しゅう かいもうしこみか 週1回申込可。
	つかす 使い捨てカイロ(10個セット)	1セット	しゅう かいもうしこみか とうき がつ がつ かぎ 週1回申込可。冬季(11月~3月)に限る。
ぶんぼうぐ 文房具	いろえんびつ 色鉛筆(12色セット)	1セット	しゅう かいもうしこみか 週1回申込可。
	ノート	ひつようすう 必要数	しゅう かいもうしこみか 週2回申込可。
しん書を はつする のに ひつよう な ひん 品	ふうとう 封筒	ひつようすう 必要数	しゅう かいもうしこみか 週2回申込可。
	びんせん 便箋	ひつようすう 必要数	しゅう かいもうしこみか 週2回申込可。
	かきとめふうとう 書留封筒	ひつようすう 必要数	しゅう かいもうしこみか 週2回申込可。

	きって 切手	ひつようすう 必要数	しゅう かいもうしこみか 週2回申込可。
	かんせい 官製はがき	ひつようすう 必要数	しゅう かいもうしこみか 週2回申込可。
	ゆうびんしょかん こうくうしょかん 郵便書簡・航空書簡	ひつようすう 必要数	しゅう かいもうしこみか 週2回申込可。
しつない 室内 そうしよくひん 装飾品	せい か 生花	1セット	しゅう かいもうしこみか 週1回申込可。
しよくりょうひん 食料品 いんりょう 飲料	べんとう 弁当	1～5	しゅう かいもうしこみか せつしゅ へいじつちゅうしょく 週1回申込可。摂取は平日昼食のみ。
	ジュース	こい ない 1個以内	しゅう かいもうしこみか せつしゅ どようび 週1回申込可。摂取は土曜日のみ。
しこうひん 嗜好品	か し 菓子	こい ない 2個以内	しゅう かいもうしこみか 週1回申込可。
しよせき 書籍	がくしゅうようとしよ 学習用図書	さつ いない 2冊以内	つき かいもうしこみか 月2回申込可。
	がくしゅうようとしよ いがい としよ 学習用図書以外の図書	さつ いない 2冊以内	つき かいもうしこみか 月2回申込可。
しんぶん 新聞	しんぶん 新聞	しゅうかんぶん 2週間分 または1か げつぶん 月分	つき かいもうしこみか 月2回申込可。
いるい 衣類	くつした 靴下	そく 3足	しゅう かいもうしこみか 週1回申込可。
	ぱんつ(だんし) パンツ(男子)	3	しゅう かいもうしこみか 週1回申込可。
	しよーつ(じょし) ショーツ(女子)	4	しゅう かいもうしこみか 週1回申込可。
	はだぎ ながそで 肌着シャツ(長袖)	1	しゅう かいもうしこみか 週1回申込可。
	はだぎ はんそで 肌着シャツ(半袖)	1	しゅう かいもうしこみか 週1回申込可。

べつ わた べつ わた べつ わた
別に渡された「購入等申し込みのしおり」をよく読んで何をいつ買うことができるか確認してください。

※ 図書は、購入した後、少年鑑別所で閲覧できるかどうかの審査があり、

購入した図書が全て少年鑑別所の中で読めるとは限りません。

※ マスクや、使い捨てカイロなどの使用は、少年鑑別所が必要と認めると

きに限られますので、買ったからといって必ず使用できるとは限りません。

(4) 領置金の使用

- 購入以外で、少年鑑別所で生活する上で、自分で負担すべき費用がある場合（自費によるクリーニングなど）は、「領置金使用願」という用紙に記載して職員に申し出てください。

(5) 他人への交付（宅下げ）

- 少年鑑別所で保管しているあなたのものやお金、あなたが居室内で保管しているものを他人に交付（宅下げ）することができます。
- 交付できる人は、あなたの保護者等です。そのほかの他人への交付は、少年鑑別所の長が、あなたにとって重大な用務の処理のため必要があるものや、交付することを必要とする事情があると認める場合などに限られます。
- 同じ少年鑑別所に入っている人には交付（宅下げ）できません。
- 交付したい場合は、「宅下願」という用紙に記載して、申し出てください。
- 交付は、相手が面会などで少年鑑別所に来たときに係の職員が渡しますが、郵便などで送りたい場合は、職員に相談してください。

(6) 自弁物品の廃棄

- 少年鑑別所で保管している自分のもののうち、処分してほしいものがあれば、「廃棄願」という用紙に記載して、朝の点呼時に申し出てください。
- 消耗品（ちり紙のように使ったらなくなるもの）については、用紙を提出する必要はありませんが、大きなものなどで捨てるのにお金が必要なものは対応できないことがあります。

(7) 少年鑑別所から貸し出されるもの

- 少年鑑別所から貸し出されるものは、次の表に書かれたものです。

区分	品名	数量	摘要
衣類	ジャージ上衣	1	おおむね10月～5月
	ジャージ下衣	1	おおむね10月～5月
	ハーフパンツ	1	おおむね6月～9月
	トレーナー	1	おおむね10月～5月
	カーディガン(チョッキ)	1	おおむね10月～5月
	長袖シャツ	1	おおむね10月～5月
	半袖Tシャツ	3	通年
	パンツ	3	通年
	ズボン下	1～2	おおむね11月～3月
	靴下	3足	通年
	パジャマ(上下)	1組	通年
フリース	1	おおむね10月～5月	

	うんどうようながそで 運動用長袖シャツ	1	おおむね ^{がつ} 10月 ^{がつ} ～5月
	うんどうようなが 運動用長ズボン	1	おおむね ^{がつ} 10月 ^{がつ} ～5月
	うんどうようはんそで 運動用半袖シャツ	1	つうねん 通年
	うんどうよう 運動用ハーフパンツ	1	おおむね ^{がつ} 6月 ^{がつ} ～9月
	ぼうし 帽子	1	うんどうじたいよ 運動時貸与
しんぐ 寝具	かけふとん 掛布団	1	おおむね ^{がつ} 10月 ^{がつ} ～5月
	しきふとん 敷布団	1	つうねん 通年
	もうふ 毛布	0～2	たいよまいすう きせつおよ きこう おう 貸与枚数は季節及び気候に応じる。
	まくら 枕	1	つうねん 通年
	タオルケット	1	つうねん 通年
	えりふ 襟布	1	かふとんしょうじ 掛布団使用時のみ
	シーツ	1	つうねん 通年
	まくら 枕カバー	1	つうねん 通年
にちようひん 日用品	タオル	1	じようじたいよ 常時貸与
	せつ ぼこ 石けん箱	1	じようじたいよ 常時貸与
	ブラシ	1	じようじたいよ 常時貸与
	かみど 髪止めゴム	2	ひつよう おう じようじたいよ 必要に応じ、常時貸与
	しょつき 食器	ひつようすう 必要数	しょくじどきたいよ 食事時貸与
	コップ	2	じようじたいよ ゆちやよう はみが よう 常時貸与 湯茶用、歯磨き用
	ざふとん 座布団	1	じようじたいよ きよしつそなえつ ふく 常時貸与(居室備付け) カバーを含む。
	サンダル	そく 1足	じようじたいよ 常時貸与
	うんどうぐつ 運動靴	そく 1足	うんどうじたいよ 運動時貸与
でんき 電気かみそり	1	しょかいめんせつ しゅうりよう もの かぎ じようじたいよ 初回面接を終了した者に限る。使用時貸与	

	ちり紙	適量	
	歯ブラシ	1	
	歯磨き	1	
	石けん	2	
	リンスインシャンプー	適量	入浴時支給
	肌用クリーム	適量	使用時支給
学用品	シャープペンシル	1	替え芯を含む。常時貸与
	消しゴム	1	常時貸与
	ボールペン(黒)	1	常時貸与
	下敷き	1	常時貸与
	筆入れ	1	常時貸与
	定規	1	分度器を含む。使用時貸与
	ノート	2	学習用、雑記用。常時貸与
	各種教材	必要数	使用時貸与
室内 装飾品	花瓶	1	使用時貸与
	観葉植物	1	使用時貸与
	写真立て	1	使用時貸与
	ぬいぐるみ	必要数	使用時貸与
室内装飾品 以外の日常 生活に用い る物品	てぶくろ 手袋	1	おおむね11月～3月
嗜好品	菓子	必要数	
	あめ類	必要数	
	氷物	必要数	
	清涼飲料その他の 嗜好飲料	必要数	

※ 衣類や寝具の貸与する数や期間は、気候によって変更することがあります。

(8) 居室内での保管場所

- 少年鑑別所で借りたものや、自分のものは、必ずテレビ台の下や棚（集団室の人はロッカー）にきれいに保管して、それ以外の場所には置かないようにしてください。
- 棚に保管する場合は、落下等の危険があるので、棚の上の台からおおむね30センチメートルより高く保管しないでください。
- 電気かみそりは職員が預かりますので、必要なときは朝の点呼で申し出てください。

14 さまざまな支援（希望者）

少年鑑別所では、より良い生活のために、学習や進路選択、レクリエーションなどに関するいろいろな支援プログラムを用意しています。プログラムに参加できるものと居室内で取り組めるものがあります。希望のある人は積極的に利用してみてください。

(1) 学習支援

① 学習教室

外部講師による学習教室に参加できます。主に小・中学生の範囲です。

朝の点呼で申し出ましょう。

② 学習用教材の貸し出し等

ア STEPの貸し出し

STEP（5教科の問題集）を入所時に渡しています。STEPは、中学生までの範囲で、基本的で大切な内容がまとめられています。積極的に活用してください。学習教室に持参したり、寮の職員に聞いたりして、指導を受けることができます。

イ 学力テストの実施

学力テストを居室内で実施できます。科目は国語と数学で、小学6年程度と中学3年程度のレベルがあります。テスト結果からは、全国偏差値

や自分の得意・不得意など、学習に役立つ情報を知ることができます。朝

の点呼で申し出ましょう。(結果の集計には時間が掛かります。日程に余裕

をもって申し込んでください。)

ウ 学習用機器の貸し出し

学習用機器を借りられます。ソフトは、①百ます計算、②漢字かきとり、

③中1 5教科、④中2 5教科、⑤高校受験 5教科の5つがあります。

使用時間は、平日の午後1時から夕方の点呼までです。ゲームや通信はできません。

エ タブレット端末の貸し出し

インターネットを使った学習とタブレット内にインストールされたアプリを使っての学習があります。

タブレット内のアプリを使った学習は、平日の午後1時から夕方の点呼までです。

インターネットを使っての学習は毎月第1月曜日と第4水曜日の午後2時から午後4時までの間で、利用時間は1時間です。職員が許可したサイ

ト以外での学習はできません。また、場合によっては、実施できないこともあります。

利用したい人は朝の点呼で相談しましょう。(台数に限りがあるので、希望に添えないことがあります。)

オ 学習図書がくしゅうとしよの貸し出しかだし

参考書さんこうしよや問題集もんだいしゅう（白色ラベルしろいろ）を借りられます。種類しゅるいはいろいろあります。自分の目的じぶん もくてきに合わせて借りましょう。図書交換としよこうかんのときに申し出もうでましょう。

カ 国語辞典こくごじてんの貸し出しかだし

国語辞典こくごじてんを入所時にゅうしょじに渡わたしています。言葉ことばの使い方つかや漢字かたの意味かんじなどいみを調べたり、覚えたりするのつかに使いましょう。

(2) 進路選択支援しんろせんたくしえん

① 進路講話しんろこうわ

進路しんろに関する講話かんこうわに参加さんかできます。毎月第3水曜日まいつきだい すいようび、講師こうしはハローワーク（公共職業安定所こうきょうしよくぎょうあんていじよ）と職業能力開発センターしよくぎょうのうりよくかいはつの職員しよくいんです。朝の点呼あさ てんこで申し出もうでましょう。

② 進路に関する図書しんろかんの貸し出しとしよかだし

職業しよくぎょうや資格しかくについての本ほん（緑色ラベルみどりいろ）を借りられます。就職しゅうしょくや働き方はたらかたを考かんがえるのやくだに役立ちます。図書交換としよこうかんのときに申し出もうでましょう。

(3) レクリエーション

① 青空処遇あおぞらしよくう

職員しよくいんと一緒に草花いっしょくさばなを育てたり、花だんそだを整備せいびしたり、グラウンド等とうで散歩さんぽをしたりするものです。朝の点呼あさ てんこで申し出もうでましょう。（希望きぼうに添えないことが

あります。)

②季節の行事

観桜会（お花見）、七夕、スポーツテスト、ひな祭りといった季節ならではの行事に参加できます。それぞれ1年に1回だけ行われます。季節行事にちなんだ体験や作品づくりなどを通して、文化に触れ、季節感を味わえます。開催するときは、職員からお知らせして希望を聞きます。

③体験プログラム

ハートフレッシュ体験（視覚障がい体験・車椅子体験）やブラインドサッカー教室（視覚障がい者スポーツ体験）に参加できます。1年に数回だけ行われます。開催するときは、職員からお知らせして希望を聞きます。積極的に参加しましょう。



(4) その他

このほかにも、少年鑑別所には、たくさんのプログラムが用意されています。その都度みなさんに希望を聞きますので、積極的に参加してみましょう。

15 教誨について

信仰している宗教・宗派の先生と話をしたい、または話を聞いてみたい

と思ったときには、少年鑑別所の中で、宗教の先生と話をすること（これを「宗教教誨」といいます。）ができるようになっています。

その希望がある場合には、朝の点呼の際、職員に「宗教教誨を希望する」

旨を申し出てください。専用の用紙を渡します。

なお、希望を申し出る際には、次の1から5の注意事項をよく理解した上で、

申し出るようにしてください。

【注意事項】

- 1 申出をしても、宗教の先生の都合等により、あなたの希望どおりに実施できない場合があります。
- 2 「接見等禁止決定」がなされている人は、宗教教誨を希望することはできません。
- 3 宗派の希望を聞くことはできますが、この宗教教誨は、あなたが普段つき合いのある宗教の先生個人を指定して、ここで話をすることができません。あくまで、少年鑑別所が紹介する同じ宗教・宗派の先生と話をしてもらうことになります。
- 4 宗教教誨を受ける際には、宗教の先生に、あなたの個人情報（氏名、年齢、今回の事件のことなど）を事前にお伝えすることになります。
ただし、宗教の先生が、あなたの個人情報をほかの人にもらすことはありませんので、安心してください。

16 さいがいじ 災害時

- しょうねんかんべつしょ、たいか たいしんこうぞう 耐火・耐震構造になっているので、かさい じしん 火災や地震でも壊れる

しんぱい 心配はありません。おちついて しょくいん しじ 職員の指示に従ってください。

- さいがいじ 災害時は、きょしつ 居室にあるぼうさいずきん 防災頭巾をかぶります。ぞな つけ ばしょ 備え付けの場所（ロッカー下

だん した しゃしん かくにん 段・下の写真）を確認しておきましょう。



ぼうさいずきん 防災頭巾をかぶって、タオルを口に当ててください

17 共同室での生活

共同室では、ほかの人と一緒に生活をする必要があります。同じ居室の人たちと協力して生活しましょう。

- 騒いだり、必要のないことを話したりせず、きまりを守って生活します。とくに事件のことや、住所など個人情報に関することを話してはいけません。
- 就寝後から起床の時間まで、会話をしてはいけません。
- 机の位置や寝る位置、点呼を受ける位置や、テレビを見るとき位置などすべては決められています。勝手に動かしたり、ほかの人と机を近づけたりするのはやめましょう。
- そうじや食事の準備や片付けなどは協力して行いましょう。
- ほかの人の持ち物にさわったり、お互いに借りたり、貸したりしてはいけません。
- ※ 以上のことが守れないときは、居室を変えることがあるので注意しましょう。
- ※ また、具体的な生活の仕方については、共同室に備えつけてある、「共同室での生活の仕方」をよく読んでください。

18 季節限定の貸与品について

(1) 扇風機の使い方について（7月頃から9月頃）

- ① 使用できる時間（起床から就寝後まで）

平日は、午前7時から午後10時頃

休日は、午前7時30分から午後10時頃

- ② 使用上の注意点

- 居室を出るときは、必ずスイッチを切りましょう。
- 扇風機のスイッチ以外はさわらないでください。
- 風量は、体調などを考えて調整しましょう。
- 特に体調の悪い人は無理に使う必要はないので、使わないときは電源を切りましょう。
- 扇風機を衣類に向けて乾かすなどの使い方をしてはいけません。
- 扇風機の調子が悪いときは、無理に使わず職員に申し出てください。
- クリップ式の扇風機を使用している居室では、食器口かテレビ台につけましょう。



(2) 「アイスノン（安眠用保冷枕）」の使用について

7月頃から9月頃までの3か月間は、暑さ対策として、「アイスノン（安眠用保冷枕）」を就寝時にのみ貸与します。入所時に、専用のカバーが渡されますので、使用する際は必ずそのカバーの中に入れてください。また、「アイスノン（安眠用保冷枕）」は、普通の枕の上に置いて、頭の下に敷いて使用するだけで、それ以外の場所で使用してはいけません。起床後は回収しますので、カバーを外してから提出してください。

19 少年鑑別所の生活で苦情があるとき

あなたがこの少年鑑別所で生活している間に、不満や納得のいかないことが出てきて、「苦情を言いたい。」「納得できない。」などと思うようなことがあるかもしれません。

そのようなときのために、少年鑑別所では、次の二つの方法を用意しています。

(1) 救済の申出

(2) 苦情の申出

このうち(2)の苦情の申出は、監査官に申し出るものと、少年鑑別所長に申し出るものとの2種類があります。ここでは、これらのやり方や、これら
のことで知っておいてほしいことについて説明します。大切なことですので、よく読んでしっかりと理解しておくようにしてください。

(1) 救済の申出

この少年鑑別所の中で、あなたが受けた処遇（少年鑑別所の中で、少年鑑別所の職員からあなたが受けた様々な取扱い）について苦情があり、その措置を取り消してもらいたいときには、法務大臣に対して救済を申し出ることができます。

※ あなた以外の他の誰かのことや、ここ以外の少年鑑別所でのこと、また

しんぱん けつてい かていさいばんしよちようさかん もう で
審判の決定や家庭裁判所調査官についてのことなどは申し出ることができ
きません。

きゆうさい もうして ほうほう)
＜救済の申出の方法＞

① ほうむだいじん たい きゆうさい もう で ばあい しょくいん つた
法務大臣に対して救済を申し出たい場合には、職員にそのことを伝え
てください。「申出を希望することについて」という紙を渡しますので、必要
なことを記入して下さい。

② ご い きにゆう きゆうさいもうしてしよ か かた せつめい
その後、言いたいことを記入する「救済申出書」と、書き方を説明した
「作成要領」と、書きかけの申出書を保管する封筒を渡します。

③ きゆうさいもうしてしよ ひつよう きにゆう くだ きにゆう じぶん おこ
「救済申出書」に必要なことを記入して下さい。記入は自分で行なっ
て下さい。他の人に手伝ってもらうことはできません。

④ きゆうさいもうしてしよ か とちゆう ちょうさ うんどう きよしつ で
「救済申出書」を書いている途中で、調査や運動などで居室を出ると
きは、保管用封筒に入れて、かごの中にしまうようにして下さい。

⑤ きゆうさいもうしてしよ さくせい しょくいん もう で きゆうさい
「救済申出書」を作成したら、職員に申し出てください。「救済
申出書」以外のものが封筒に入っていないか職員が確認したら、自分で
封筒に封をしてください。このときに使用する封筒、そしてその封筒を送
るために必要な切手は自分の物を使うことになります。

かんせい きゆうさいもうしてしよ ほうむだいじんあて おく あてさき
完成した「救済申出書」は法務大臣宛に送ることになりますが、宛先
は

ゆうびんばんごう とうきょうとちよたくかすみがせき ほうむだいじん
「郵便番号100-8977 東京都千代田区霞ヶ関1-1-1 法務大臣」

です。あなたが出した救済の申出は、封をしたまま法務大臣のところまで届けられます。その後、必要な手続が取られ、結果があなたに伝えられます。

⑥ この法務大臣に対する救済の申出については、次のことに限り、あなたが少年鑑別所を退所したあとも行うことができます。

ただし、退所した翌日から30日以内に限られますので、注意してください。

- 外国語の凶書、新聞紙の翻訳をするための費用を自分で払ったことについて苦情があるとき。
- 面会のときに通訳するための費用や、手紙を出したり受け取ったりするときに翻訳する費用を自分で払ったことについて苦情があるとき。
- 差し止められた手紙や、削除、抹消された手紙の一部分の写しを退所時に引き渡されなかったことについて苦情があるとき。
- 職員から力づくで体を押さえられたり、手錠をかけられた場合や一般の部屋から保護用の部屋（保護室）に入れられたことについての苦情があるとき。

(2) 苦情の申出

苦情の申出は、あなたが受けた処遇について、苦情を申し出ることができる制度です。

くじょう もうして しんばんび ちか おこな ばあい たいしょ
苦情の申出は、審判日が近くなってから行った場合は、退所するまでに

しより ま あ けっか せつめい う
処理が間に合わず、その結果についての説明を受けられなくなることもあるの

ちゅうい
で注意してください。

かんさかん たい くじょう もうして ほうほう
＜監査官に対する苦情の申出の方法＞

かんさかん たい くじょう もうして ひ かぎ かんさかん
① 監査官に対する苦情の申出ができる日は限られています。監査官への

くじょう もうして ひ ちか じぜん し
苦情の申出ができる日が近づいたら事前にお知らせします。

かんさかん たい くじょう もうして しょめん ほうほう ちやくせつめんせつ つた
② 監査官に対する苦情の申出は、書面による方法と、直接面接をして伝

ほうほう しゅるい かんさかん たい くじょう もうして ばあい
える方法の2種類があります。監査官に対する苦情の申出をしたい場合は、

しょくいん つた もうして きぼう
職員にそのことを伝えてください。「申出を希望することについて」とい

かみ わた ひつよう きにゅう
う紙を渡しますので、必要なことを記入してください。

しょめん もうして ばあい い きにゅう かんさかんくじょう
③ 書面での申出を行う場合は、言いたいことを記入する「監査官苦情

もうしてしょ か かた せつめい さくせいようりょう か もうしてしょ ほかん
申出書」と、書き方を説明した「作成要領」と、書きかけの申出書を保管

ふうとう わた
するための封筒を渡します。

かんさかんくじょうもうしてしょ ひつよう きにゅう くだ きにゅう かなら じぶん
④ 「監査官苦情申出書」に必要なことを記入して下さい。記入は必ず自分

おこな ほか ひと てつた
で行い、他の人に手伝ってもらうことはできません。

かんさかんくじょうもうしてしょ か とちゅう ちょうさ うんどう きよしつ で
⑤ 「監査官苦情申出書」を書いている途中で、調査や運動などで居室を出る

ほかんよう ふうとう い なか
ときは、保管用の封筒に入れて、かごの中にしまうようにしてください。

かんさかんくじょうもうしてしょ さくせい しょくいん もう で くじょう
⑥ 「監査官苦情申出書」を作成したら、職員に申し出てください。「苦情

もうしてしょ いがい ふうとう はい しょくいん かくにん じぶん
申出書」以外のものが封筒に入っていないか職員が確認したら、自分で

ふうとう ふう しょう ふうとう じぶん つか
封筒に封をしてください。このときに使用する封筒は自分のものを使いま

きって は ひつよう
すが、切手を貼る必要はありません。

⑦ かんさかん ちよくせつあ くじょう もう で ばあい かんさかん めんせつとうじつ
監査官に直接会って苦情を申し出る場合は、監査官との面接当日、

かんさかん じゅんび し
監査官の準備ができたときにお知らせします。

⑧ かんさかん しょめん ていしゆつ ちよくせつあ くじょう つた かんさかん
監査官に書面を提出したり、直接会って苦情を伝えると、監査官が

ひつよう ちょうさ おこな けっか つた
必要な調査などを行い、その結果があなたのところに伝えられます。

しょうねんかんべつしよちょう たい くじょう もうして ほうほう
<少年鑑別所長に対する苦情の申出の方法>

① しょうねんかんべつしよちょう たい くじょう もうして しょめん ほうほう ちよくせつ
少年鑑別所長に対する苦情の申出は、書面による方法と、直接

めんせつ つた ほうほう しゆるい しょちょう たい くじょう もうして
面接をして伝える方法の2種類があります。所長に対する苦情の申出を

ばあい しょくいん つた もうして きぼう
したい場合は、職員にそのことを伝えてください。「申出を希望すること

かみ わた ひつよう きにゆう
について」という紙を渡しますので、必要なことを記入してください。

② しょめん もうして おこな ばあい い きにゆう しょうねんかんべつ
書面での申出を行う場合は、言いたいことを記入する「少年鑑別

しよちょうくじょうもうしてしょ か かた せつめい さくせいようりょう か
所長苦情申出書」と、書き方を説明した「作成要領」と、書きかけの

もうしてしょ ほかん ふうとう わた
申出書を保管するための封筒を渡します。

③ しょうねんかんべつしよちょうくじょうもうしてしょ ひつよう きにゆう くだ きにゆう
「少年鑑別所長苦情申出書」に必要なことを記入して下さい。記入

かなら じぶん おこな ほか ひと てつた
は必ず自分でを行い、他の人に手伝ってもらうことはできません。

④ 「少年鑑別所長苦情申出書」を書いている途中で、調査や運動などで居室を出るときは、保管用の封筒に入れて、かごの中にしまうようにしてください。

⑤ 「少年鑑別所長苦情申出書」を作成したら、職員に申し出てください。「苦情申出書」以外のものが封筒に入っていないか職員が確認したら、自分で封筒に封をしてください。このときに使用する封筒は自分のものを使いますが、切手を貼る必要はありません。

あなたが出した封筒は、中身を開けずにそのまま少年鑑別所長に届けられます。

⑥ 所長に直接会って苦情を申し出る場合は、職員にそのことを伝えてください。所長あるいは所長の指名した職員が話を聞きますので、準備ができたときにお知らせします。また、必要に応じて、事前に言いたいことを紙に書いてもらうこともあります。

⑦ 所長に書面や直接会って苦情を伝えると、所長が必要な調査などを行います。

⑧ 調査が終わると、所長は、あなたが申し出た事実があったかどうか、事実があった場合にあなたが受けた処遇が正しかったと認めるかどうか、これから少年鑑別所が改善すべきことは何かなどについて決めます。その結果は、所長あるいは所長から指名を受けた職員があなたに伝えます。

(3) 注意点

「救済の申出」の^{きゅうさい} ^{もうして} ^{てつづき} ^{わか} 手順について分からないことがあれば、^{そうだん} ^う 相談を受ける

^{しょくいん} ^{そうだんいん} 職員（相談員）がいますので、^{もう} ^で 申し出てください。相談の内容について、^{そうだん} ^{ないよう}

^{そうだんいん} ^{ひみつ} ^{まも} 相談員は秘密を守りますので、^{あんしん} ^{そうだん} 安心して相談してください。ただし、^{そうだんいん} 相談員

^{たい} ^{ちやくせつ} ^{きゅうさい} ^{もうして} に対して、直接「救済の申出」をすることはできません。

また、「救済の申出」や「苦情の申出」は^{きゅうさい} ^{もうして} ^{くじょう} ^{もうして} ^{しんぱん} ^{けっか} ^{えいきょう} 審判の結果に影響することは

^{もうして} ^{ないよう} ありません。申出の内容については、^{かていさいばんしょ} ^{つた} ^{こと} 家庭裁判所に伝える事はありません。

^{おな} ^{もうして} 同様に、申出をしたことによって、^{しょくいん} ^{いや} 職員があなたに嫌がらせをするな

ど、あなたにとって^{ふりえき} 不利益となることをすることはありません。申出をしたこ

とで、あなたのことを^{わる} ^{ひょうか} 悪く評価することもありますので、^{あんしん} ^{くだ} 安心して下さい。

「^{ほうむだいじん} ^{たい} ^{きゅうさい} ^{もうして} 法務大臣に対する救済の申出」と「^{かんさかん} ^{たい} ^{くじょう} ^{もうして} 監査官に対する苦情の申出」をし

^{ばあい} ^{もうして} た場合は、申出をしたことをあなたの^{ほごしゃ} ^{つうち} 保護者へ通知します。そして、^{もうして} ^{たい} 申出に対

^{しよりけっか} ^{ほうむだいじん} ^{かんさかん} ^{はんだん} する処理結果（法務大臣や監査官の判断）については、^{ほごしゃ} ^{きぼう} ^{ばあい} 保護者が希望する場合

^{どうい} ^{ほごしゃ} ^{つうち} で、あなたが同意すれば保護者に通知されます。

20 職員しよくいんに相談そうだんしたいことがあるとき

あなたになや悩みごとやふあん不安なことがある場合、少年鑑別所しょうねんかんべつしょの職員しよくいんが分かる範囲はんいで、個別こべつに相談そうだんに応おうじますので、希望きぼうがあれば申し出もうてください。また、所長しよちやうに対して申し立たいてるほどのことではないけれど、少年鑑別所しょうねんかんべつしょの職員しよくいんに伝えておきたい意見いけん、苦情くじやう、疑問ぎもんなどがあるような場合ばあいや、ここでの生活せいかつの中で困こなったことがあるような場合ばあいについても、個別こべつに相談そうだんに応おうじますので、希望きぼうがあれば申し出もうてください。

もしも、職員しよくいんに相談そうだんを申し出もうたくても、直接ちやくせつに言い出いしにくければ、希望きぼうがあることを日記にっきに書かいて申し出もうてもいいです。

なお、あなたが申し出もうた時間じかんや曜日ようびによっては、すぐに応おうじるのが難むずかしい場合ばあいもありますが、そのような場合ばあいも、できるだけ早はやく時間じかんをつく努力どりよくしますので、遠慮えんりよすることなく申し出もうてください。

21 「国民年金制度」とは

少年鑑別所に在所している人たちは、原則として20歳未満ですが、ここで説明する国民年金制度は、20歳を越えれば、ほぼ全ての人が保険料を納める対象となるので、しっかり理解しておきましょう。

(1) 国民年金制度について

- 日本国内に住んでいる20歳以上60歳未満の人は、全て国民年金保険に入ることが義務付けられており、現に厚生年金など他の公的年金に加入している場合を除き、施設に入っている場合でも保険料を支払ったり、各種届出をしたりする義務があります。

なお、年金を受け取る資格を満たすために、最長70歳までの間、自ら

保険に加入して保険料を納めることができます。

- 国民年金には以下の種類があります。

老齢年金・・・老後のための年金で原則65歳になった際に支払われる

年金

障害年金・・・重い障害を負ったときに支払われる年金

遺族年金・・・一家の働き手が死亡したとき、遺族に支払われる年金

- 保険料を納めないままにしておくと、将来の老齢年金や、いざという

ときの障害年金、遺族年金を受け取ることができない場合があるので、必

ず、保険料を納めましょう。納めることが難しい場合、(2)の「保険料免除制度等について」の手続を行うこととなります。

- 保険料は、納めなければならない期限(翌月末日)から2年以内であれば、納めることができます。
- 住民登録がない、在所者等(少年院や刑務所なども含みます。)は矯正施設(少年鑑別所や少年院、その他成人の収容施設等)の長による在所証明書等を提出することにより、住民登録を行わなくても、届出などの手続を行うことができます。また、住民登録がなくても、在所等している間は、矯正施設の所在地を住所として住民登録する手続を行うことも可能です。

(2) 保険料免除制度等について

- 障害年金を受けている場合や、生活保護法による生活扶助を受けている場合等、届出によって、保険料納付(納めること)の免除を受けられるほか(「法定免除」と呼びます。)、所得が少ないなどの理由で保険料を納めることが著しく困難な場合は、原則として、住民登録をしている市町村役場等に申請書を提出することにより、保険料納付の免除(しなくてよいこと)が認められる場合があります(「申請免除」と呼びます)。

なお、通常、住民登録がない期間については申請免除の対象となります。

せんが、^{きょうせいしせつ} 矯正施設の ^{ちやう} 長による ^{ざいしよしょうめいしよとう} 在所証明書等を ^{ていしゆつ} 提出して ^{てつづき} 手続を行うことにより、^{しゅうようきかん} 収容期間については ^{しんせいめんじょ} 申請免除の ^{たいしやう} 対象となります。ただし、その ^{ばあい} 場合は、^{きょうせいしせつ} 矯正施設を ^{かんかつ} 管轄する ^{ねんきんじむしよとう} 年金事務所等への ^{めんじょしんせいしよ} 免除申請書を ^{ていしゆつ} 提出することになります（※1）。

- ^{めんじょしんせい} 免除申請の手続には ^{しよとくしんさ} 所得審査がありますが、^{しよとく} 所得が ^{すく} 少ないことを ^{りゆう} 理由に ^{しんせいめんじょ} 申請免除手続を行う場合は、^{おこな} 市区町村に対する ^{ばあい} 税の ^{しよとく} 申告が ^{おこな} 行われていることが ^{ひつよう} 必要ですが、^{へいせい} 平成26年 ^{ねん} 10月 ^{がつ} 1日 ^{たち} から、^{ぜい} 税の ^{しんこく} 申告が ^{おこな} 行われていない場合であっても、^{ばあい} 所得の ^{しよとく} 申立書を ^{もうしたてしよ} 提出することで ^{しんせいめんじょ} 申請免除の手続が ^{てつづき} 可能になりました。また、^{しよとく} 所得がない場合は ^{ばあい} 所得の ^{しよとく} 申立書の ^{もうしたてしよ} 提出は ^{ひつよう} 必要ありません。

なお、^{ほけんりやうのうふ} 保険料納付の ^{めんじょ} 免除は、^{しよとく} 所得基準や ^{しつぎやうとう} 失業等を ^{りゆう} 理由として ^{みと} 認められますが、^{きょうせいしせつ} 矯正施設に ^{しゅうよう} 収容されたことは ^{めんじょ} 免除の ^{りゆう} 理由にはなりません（※2）。

- ^{めんじょしんせい} 免除申請には、^{しよとく} 所得に ^{おう} 応じて ^{ほけんりやうぜんがく} 保険料全額の ^{しはら} 支払いが ^{めんじょ} 免除される ^{ばあい} 場合と ^{ほけんりやう} 保険料の一部が ^{いちぶ} 免除される ^{めんじょ} 場合があります。
- ^{いちぶめんじょ} 一部免除された ^{ばあい} 場合には、^{のこ} 残りの ^{ほけんりやう} 保険料を ^{しはら} 支払わない ^{かぎ} 限り ^{めんじょ} 免除期間とはならず、^{ほけんりやう} 保険料未納期間として ^{あつか} 扱われるので、^{ちゆうい} 注意する ^{ひつよう} 必要があります。
- ^{しんせいめんじょ} 申請免除の ^{しんさ} 審査は、^{ほんにん} 本人のほか、^{はいぐうしや} 配偶者（^{つま} 妻や ^{おっと} 夫）、^{せたいぬし} 世帯主の ^{ぜんねん} 前年の ^{しよとく} 所得により ^{おこな} 行われます。
- ^{せたいぬし} 世帯主又は ^{はいぐうしや} 配偶者の ^{しよとく} 所得が ^{きじゆんがく} 基準額を ^こ 超えるときは、^{しんせいめんじょ} 申請免除は ^う 受けられま

せんが、30歳未満の者（平成28年7月以降は50歳未満の者）については、世帯主の所得にかかわらず、保険料納付の猶予（予定の日のより先に延ばすこと）が認められる場合があります。また、納付猶予の申請手続は、上記の※1、※2と同じです。

○ 申請免除と納付猶予の認められる期間は7月から翌6月までですが、過去2年分までさかのぼって申請することができます。

○ 申請免除と納付猶予の申請は、毎年度行う必要があります。ただし、全額免除と納付猶予に限っては、翌年度以降も免除又は猶予の承認を希望することを申請時に申し出ることによって、翌年度以降の申請を省略できる場合があります。

なお、翌年度以降の免除又は猶予の審査で、税の申告が行われていない場合は、年金事務所等から所得の申立書を提出するよう求められます。また、住民登録が行われていない場合は、年金事務所等から在所証明書等の提出を求められます。

○ 免除又は猶予を受けた期間の保険料は、10年以内であれば納めることができます。

○ 施設収容中に在所証明書等を添付した上で各種手続を行った者については、社会復帰した後、市区町村役場等において、速やかに住所登録の

てつづき おこな ひつよう 手続きを行う必要があります（市区町村役場等で住民登録が行われること

により、ねんきんじむしょとう かんり じゅうしょ じどうてき へんこう おこな 年金事務所等で管理する住所も自動的に変更が行われます。）。

なお、しゃかいふっき のち 社会復帰した後に、さかのぼって しんせいめんじょ てつづき おこな 申請免除の手続きを行うときは、ざいしょ 在所

しょうめいしょとう てんぷ 証明書等を添付することにより、じゅうみんとうろく おこな 住民登録が行われず、きょうせいしせつ しゅうよう 矯正施設に収容

された きかん しんせいめんじょ たいしょう 期間も申請免除の対象となります。

22 少年鑑別所視察委員会

少年鑑別所の運営の改善向上のため、少年鑑別所視察委員会が設置されています。

(1) 視察委員会

視察委員会は、弁護士や医師などの少年鑑別所の職員ではない第三者により構成されています。少年鑑別所の視察を行い、その運営に関し、少年鑑別所の長に意見を述べるものです。

(2) 委員による面接、意見や提案の提出

視察委員会の委員は、あなたと面接をすることができます。また、視察委員会に対し、あなたから意見や提案を書面で提出することもできます。面接を希望する場合や意見や提案を提出したい場合は、職員に申し出てください。

なお、視察委員会の開催時期によっては、希望しても面接を実施することができない場合もあります。

23 弁護人とのファクシミリによる通信について

- (1) 勾留に代わる観護の措置で入所している人は、弁護人あてに、弁護人との面会を希望することなどをファクシミリにより伝言することができます。その希望がある場合には、職員に申し出てください。専用の用紙を交付します。
- (2) 用紙をもらったら、用紙の裏面に注意事項が書いてありますので、その注意事項をよく読んだ上で記載してください。
- (3) 用紙の発信の受付日は、月曜日と木曜日の朝の点呼時から11時30分までとなっています（受付日が休日の場合には、次の平日に受付を行います。）。
- また、1回の受付日に発信できるのは1通だけ（弁護人が複数いる場合も同じ）です。
- (4) 用紙の記載欄以外に（余白部分等に）伝言等を書くことはできません。また、本用紙で差入れを依頼することはできませんので、注意してください。
- なお、差入れの依頼が書いてあるなど、記載内容に不備があった場合には、書き直しを指示されることがあります。書き直しをした結果、受付日時を過ぎてしまった場合には、次の受付日の受付・発信となりますので、あらかじめ注意事項をよく読み、不備のないように記載するようにしてください。
- (5) 弁護人の氏名や所属弁護士会が分からない場合には、弁護士会員名簿を貸与することができますので、職員に申し出てください。
- (6) あなたが行った発信に対する、弁護人からの返信は、原則として次の火曜日に行われます（例えば、木曜日に発信した場合には、早くともその

へんしん よくしゅう かようび ちゅうい べんごにん
返信は翌週の水曜日となります)ので、注意してください。なお、弁護士
から必ず返信があるとは限りませんので、それを了解した上で発信をす
るようにしてください。また、水曜日が休日の場合には、次の平日に返信
が行われます。

(7) このファクシミリによる通信には、お金はかかりません。

24 不在者投票

少年鑑別所に入所して、投票日に本来の投票所へ行って投票ができない場合に、当所において投票期日前に投票のできる制度です。

○ 不在者投票のできる選挙人とは？

当該選挙の選挙権を有していること。具体的には次の要件です。

選挙当日18歳以上の人が対象となります。地方選挙では、引き続き3か月以上同一市区町村に住所がある人で、選挙人名簿に登録されていることが条件となります。

○ 選挙はいつあるの？

(1) 当所の所在する地域において実施される選挙について、公示または告示があった際には、寮内放送で、アナウンスされますので、内容を聞き漏らさないで下さい。

(2) 放送されていないその他の選挙（自分が登録されている選挙人名簿に属する地方選挙）について、投票の希望のある時には、速やかに職員に申し出て下さい。

○ 手続の進め方は？

投票をしたいという希望を職員に申し出て下さい。不在者投票用紙の請求は、自身でも可能ですが、あなたに代わって、少年鑑別所職員が代理で請求する手続もとることができます。

○ 費用は掛かるの？

少年鑑別所職員が代理で進める手続の場合には、この不在者投票によって費用はかかりません。

○ ここに入所している秘密は守られるの？

あなたが、ここで不在者投票をしたことは、選挙管理委員会の方も少年

かんべつしょしょくいん おな こうむいん ひみつ まも
鑑別所職員と同じく公務員であるため秘密は守られます。

※ ふざいしゃとうひょう せんきょけん こうし せんきょかんりいんかい じ むてつづき ひつよう
不在者投票による選挙権の行使には、選挙管理委員会との事務手続が必要
となるため、とうひょう きぼう ばあい すみ もうして
投票したい希望のある場合は、速やかに申出をしてください。
もうして にちじ じ むしりじょう りゆう とうひょう じっし こんなん
申出のあった日時によっては、事務処理上の理由から投票の実施が困難とな
る場合がありますことを承知しておいてください。
もうして せんきょけん こうし はんたん
申出がないときには、あなたが選挙権を行使しないものと判断されます。

◎ わ てん ひと えんりょ しょくいん たず くだ
わからない点がある人は遠慮なく、職員に尋ねてみて下さい。

購入等申込みのしおり(男子用)

* 日曜日から木曜日については、提出できる用紙が決まっています。他の曜日には提出できません。

日曜日	月曜日	火曜日	水曜日	木曜日
<p>・自弁物品購入申込書 兼受領書 (買物をしたとき: 日用品、通信用具、下着、靴下等) ・第1・第3 自弁書籍等 購入申込書 (本を買いたいとき) ・第2・第4 自弁の新聞 紙購入申込書 (新聞を買いたいとき)</p>	<p>・自弁書籍等閲覧申出書 (自分の本を自分の部屋 で読みたいとき) ・自弁物品使用願 (預けてある自分の荷物を 部屋の中で使いたいと き): 部屋で使えるものは 決まっているので、生活 のしおりで確認しましょう。</p>	<p>・有料洗濯申出票+領 置金使用願 (自分の衣類をクリーニング に出したいとき) ・弁当購入申込書兼受 領書 (自分のお金で弁当を 買いたいとき)</p>	<p>・自弁物品購入申込書 兼受領書 (買物をしたとき: 日用品、通信用具、お菓子等)</p>	<p>・自弁書籍等閲覧申出書 (自分の本を自分の部屋 で読みたいとき) ・自弁物品使用願 (預けてある自分の荷物を 部屋の中で使いたいと き): 部屋で使えるものは 決まっているので、生活 のしおりで確認しましょ う。</p>

* 平日に提出できる用紙(記載に当たっては、事前に職員に相談しましょう。)

・**一時使用願**(預けてある自分の荷物を少しだけ見たいとき): たとえば、預けてあるメモに書いてある住所を書き写したいなど。

・**自弁物品領置願**(部屋にある自分の荷物を倉庫に預けたいとき): 預けたいものと一緒に出してください。

・**自弁物品廃棄願**(自分の荷物を捨てたいとき): 勝手に捨てずに、この用紙に書いて、捨てたいものと一緒に出してください。

・**宅下げ願【物品】**(自分の荷物を持って帰ってもらいたいとき)

・**宅下げ願【現金】**(自分のお金を持って帰ってもらいたいとき)

* いつでも提出できる用紙

・**調髪願**(理(美)容師に髪を切ってもらいたいとき) 自分のお金で切ってもらいたいときは、領置金使用願も提出する。

・**無料洗濯申出書**(自弁の下着を洗濯してもらいたいとき)

記載例

領置金使用願

私の領置金を以下の用途に使用したいのでお願いします。

令和 ○年 ○月 ○日		在所有者氏名				受付者			
		○ ○ ○ ○							
金額		十万	万	千	百	十	一	円	
		¥	1	0	0	0	0		
理由									
(例) 自弁のワイシャツをクリーニングするため。									
決裁年月日	年 月 日			許 可		不許可			
回議	審査意見	印		回議	審査意見	印			
次長				医務課長					
首席専門官				企画統括					
庶務課長				考査統括					
庶務課長補佐				観護統括					
上記金額を処理した。									
年 月 日			歳入歳出外現金出納官吏				印		

物品管理官	庶務課長	課長補佐	取扱主任官	係	統括受付者	居室番号	確認
記載例						—	

自弁物品使用願

私の領置物品のうち、以下の物品を自弁品として使用したいので処理願います。

令和 ○年 ○月 ○日		在所有者氏名			
		○ ○ ○ ○			
品目	数量	可否	備考	領置簿番号	
(例) ノート	1	可否			
<div style="border: 1px solid red; padding: 5px;"> <p>※部屋で使用できる物については、「生活のしおり」の自弁物品一覧表で確認しましょう。 使用できることが確認できたら、品目と数量を書いてください。 図書については自弁書籍等閲覧申出書に書いてください。</p> </div>		可否			
		可否			
		可否			
		可否			
年 月 日		在所有者氏名			
交付を願い出た上記物品について受領しました。					
当該物品について、上記のとおり処理した。(領置簿登録済)					
年 月 日		領置物品取扱主任官			印

物品管理官	庶務課長	課長補佐	取扱主任官	係	統括受付者	居室番号	確認
記載例						—	

一時使用願

私の領置物品のうち、以下の物品を一時確認したいので処理願います。
 なお、使用後は直ちに返納しますので、領置願います。

令和 ○年 ○月 ○日		在所者氏名 ○ ○ ○ ○			
品目	数量	可否	備考	領置簿番号	
(例) 名刺	1	可否			
		可否			
		可否			
		可否			
		可否			
理由 (例) 付添人に手紙を出すのに、住所を確認したいため。 ※その物品を一時的に使用したい理由を書いてください。					
年 月 日		在所者氏名			
交付を願い出た上記物品について確認後、返納しました。					
当該物品について、上記のとおり処理した。(領置簿登録済)					
年 月 日		領置物品取扱主任官			印

物品管理官	庶務課長	課長補佐	取扱主任官	係
記載例				

統括受付者

自弁物品領置願

私の自弁物品のうち、以下の物品を領置したいので処理願います。

令和 ○年 ○月 ○日		在所者氏名 ○ ○ ○ ○			
品目	数量	可否	備考	領置簿番号	
(例) タオル	1	可否			
ノート	2	可否			
		可否			
<p>※部屋の中にある物を、少年鑑別所の倉庫にあずけたい場合に使用します。 なお、家に持って帰ってほしい物については、「宅下げ願」になります。</p> <p>【本や雑誌をあずけるときの書き方】 本「東京ステップ 10巻」 1冊 雑誌「東京 3月号」1冊 のように、題名等がわかるように書いてください。</p>		可否			
		可否			
		可否			
		可否			
		可否			
当該物品について、上記のとおり処理した。(領置簿登録済)					
年 月 日		領置物品取扱主任官			印

物品管理官	庶務課長	課長補佐	取扱主任官	係
記載例				

統括	受付者

自弁物品廃棄願

私の自弁物品のうち、以下の物品を廃棄したい(消耗した)ので処理願います。

令和 ○年 ○月 ○日		在所者氏名 ○○○○			
品目	数量	可否	備考	領置簿番号	
(例) 歯ブラシ	1	可否			
※捨てたい物の品目と数量を書いてください。		可否			
		可否			
		可否			
		可否			
当該物品について、上記のとおり処理した。(領置簿登録済)					
年 月 日		領置物品取扱主任官			印

物品管理官	庶務課長	課長補佐	取扱主任官	係
記載例				

統括受付者

宅 下 げ 願 (物品)

私の領置物品を、以下の者に交付したいので処理願います。

令和 ○年 ○月 ○日		在所有者氏名 ○○○○			
交付先 (物をわたす人)	氏 名 東京花子		(続き柄) 母		
	住 所 東京都○○区○○1-1-1				
品 目	数 量	可 否	備 考	領置簿 番 号	
(例) 携帯電話	1	可 否			
※交付先にした人しか物をわたすことはできません。 たとえば、この用紙に母親の名前が書いてある場合は、父親にわたすことはできません。		可 否			
		可 否			
		可 否			
		可 否			
		可 否			
		可 否			
		可 否			
		可 否			
		可 否			
		可 否			
		可 否			
当該物品について、上記のとおり処理した。(領置簿登録済) 年 月 日 領置物品取扱主任官 印					

受 領 書

年 月 日	氏 名
上記物品を受領しました。	受領者 住 所

庶務課長	庶務課長補佐	出納官吏	会計係
記載			

交付		購入	備考
居室番号	氏名申告	観護統括	
—	□確認		
□確認			

自弁物品購入申込書兼受領書

私は、以下の注意事項を了承し、私の領置金を使用して下記の物品を購入したので処理願います。

令和 ○年 ○月 ○日
氏名 ○ ○ ○ ○

～注意事項～

- 1 品物を受け取るのは、次の金曜日になります。キャンセルはできません。金曜日までに退所することになり、品物を受け取ることができなくなった場合でも、返金はできません。
- 2 紛失したり、他の人の衣類との区別ができなくなったりすることを防ぐため、購入した衣類には名前を書くことになります。
- 3 購入については別途送料がかかります。送料は購入数によって変わります。

☆靴下は3足、パンツは3枚まで申し込めますので、買いたい数を書いてください。

☆長袖肌着と半袖肌着は、希望するサイズの欄の□にチェックしてください。

品名等	サイズ	単価	申込数	小計 (会計記入)
1 靴下 (3足まで)	フリー	440		金額は書きません
2 数を書く	M	979	1	
3	L	979		
4	LL	979		
5	3L	1,089		
6	M	990	M <input type="checkbox"/>	
7	L	990	L <input checked="" type="checkbox"/>	
8	LL	990	2L <input type="checkbox"/>	
9	3L	990	3L <input type="checkbox"/>	
10	M	1,760	M <input type="checkbox"/>	
11	L	1,760	L <input type="checkbox"/>	
12	LL	1,760	2L <input type="checkbox"/>	
13	3L	2,310	3L <input type="checkbox"/>	
受領署名		合計金額		円

品目等訂正確認済み

曜日を確認してください⇒

日用品等(日曜受付・男女共通)

庶務課長	庶務課長補佐	出納官吏	会計係
記載例			

交 付		購 入	備 考
居室番号	氏名申告	親護統括	
—	□確認		
□確認			

自弁物品購入申込書兼受領書

私の領置金を使用して下記の物品を購入したいので処理願います。

令和 ○年 ○月 ○日

氏名 ○ ○ ○ ○

買うものや買う数を間違えないように、最後によく確認しよう。

☆ハンカチタオルは2枚まで、文房具・通信用品は必要な数だけ申し込めますので買いたい数を書いてください。

☆他の物品を買うときは、□にチェックしてください。

品 名		単価	申込数	小計 (会計記入)
日用品	1 ちり紙	230	<input type="checkbox"/>	金額は書きません
	2 ハンカチタオル (2枚まで)	110	<input type="checkbox"/>	
	3 ポスター	245	<input checked="" type="checkbox"/>	
	4 シャワー	225	<input type="checkbox"/>	
	5 リン	225	<input type="checkbox"/>	
	6 洗顔	345	<input type="checkbox"/>	
	7 化粧	760	<input type="checkbox"/>	
	8 乳液	310	<input type="checkbox"/>	
	9 肌用	210	<input type="checkbox"/>	
	10 リッ	100	<input type="checkbox"/>	
	11 綿棉	120	<input type="checkbox"/>	
	12 カイ	255	<input type="checkbox"/>	
学用品・信書を発するのに必要な物品	13 ノー	129	1	
	14 色鉛	635	<input type="checkbox"/>	
	15 便せ	249	<input type="checkbox"/>	
	16 封筒	117	<input type="checkbox"/>	
	17 84	84	<input type="checkbox"/>	
	18 10	10	<input type="checkbox"/>	
	19 12	120	<input type="checkbox"/>	
	20 26	260	<input type="checkbox"/>	
	21 はが	63	<input type="checkbox"/>	
	22 郵便	63	<input type="checkbox"/>	
	23 現金	21	<input type="checkbox"/>	
装飾品	24 生花 (花の種類や本数は選べません。)	600	<input type="checkbox"/>	
受領署名			合計金額	円

品名は法的地位によって異なります

チェックをいれる

数を書く

品目等訂正確認済み

R5.10.1

曜日を確認してください⇒

日用品等(水曜受付・男子)

庶務課長	庶務課長補佐	出納官吏	会計係
記載例			

交 付		購 入	備 考
居室番号	氏名申告	観護統括	
—	□確認		
□確認			

自弁物品購入申込書兼受領書

私の領置金を使用して下記の物品を購入したいので処理願います。

令和 ○年 ○月 ○日
氏名 ○ ○ ○ ○

買うものや買う数を間違えないように、最後によく確認しよう。

☆石けんは2個まで、文房具・通信用品は必要な数だけ申し込めますので、買いたい数を書いてください。

☆他の物品を買うときは、□にチェックしてください。

		品 名	単価	申込数	小計 (会計記入)
日用品	1	ちり紙	230	<input type="checkbox"/>	金額は書きません
	2	タオル	170	<input checked="" type="checkbox"/>	
	3	歯ブラシ	165	<input type="checkbox"/>	
	4	歯ブラシ	215	<input type="checkbox"/>	
	5	石けん(個まで)	80	<input type="checkbox"/>	
	6	石けん	90	<input type="checkbox"/>	
	7	ヘアブラシ	150	<input type="checkbox"/>	
	8	剃刀	455	<input type="checkbox"/>	
	9	染髪剤	560	<input type="checkbox"/>	
	10	マニキュア	225	<input type="checkbox"/>	
	11	シークリーム	375	<input type="checkbox"/>	
学用品・ 信書を発するの に必要な物品	12	ノリ	129	2	金額は書きません
	13	便箋	249		
	14	封筒	117		
	15	84	84		
	16	10	10		
	17	12	120		
	18	26	260		
	19	は	63		
	20	郵	63		
	21	現	21		
受領署名			合計金額	円	

品名は法的地位によって異なります

チェックをいれる

数を書く

庶務課長	庶務課長補佐	出納官吏	会計係
記載			

交付		購入	備考
居室番号	氏名申告	親護統括	
—	<input type="checkbox"/> 確認		
<input type="checkbox"/> 確認			

自弁物品購入申込書兼受領書

私の領置金を使用して下記の物品を購入したいので処理願います。

令和 ○年 ○月 ○日
氏名 ○ ○ ○ ○

☆菓子は全部で2個まで申し込めます。1種類の菓子を2個買っても、2種類の菓子を1個ずつ買ってもかまいません。買うときは買いたい数を書いてください。

☆飲料は1種類、申し込めます。買うときは、□にチェックしてください。

品名		単価	申込数	小計 (会計記入)
菓子	1 スナック菓子A	100		金額は書きません
	2 スナック菓子B	145	1	
	3 チョコレートA	130		
	4 チョコレートB	100		
飲料	5 アップルジュース	80	<input type="checkbox"/>	
	6 オレンジジュース	80	<input type="checkbox"/>	
	7 豆乳コーヒー	100	<input checked="" type="checkbox"/>	
受領署名		合計金額		

品目等訂正確認済み

庶務課長	庶務課長補佐	出納官吏	会計係
記載例			

観護統括	寮職員	受領時居室
		-

弁当購入申込書兼受領書

私は、以下の注意事項を了承し、私の領置金を使用して弁当を購入したいので処理願います。

令和 ○年 ○月 ○日	審判日
氏名 ○ ○ ○ ○	/
○ 月 ○ 日 (○)	<input type="checkbox"/> 未定
昼食分	

審判日が決まっている人は日付を記入してください。

審判日が決まっていな
い人はチェックをいれ
てください。

～注意事項～

- 1 弁当の代金は1,000円です。
領置金が足りないときは申し込めません。
- 2 食べられる弁当は1食分だけです。
この弁当を申し込んだ人は、いつもの弁当は食べられません。
- 3 当日のキャンセルはできません。
- 4 弁当の種類は1種類で、中身は選べません。
申し込むときには、何が入っているかは分かりませんので、アレルギーのある人は購入できません。

昼食を申し込む日を書きます。

※次の週の月曜日から金曜日までの昼食分を申し込みます。
申込書1枚につき、1日分のみ書いてください。用紙の追加が必要な場合は申し出てください。

年 月 日

申し込んでいた弁当を受領しました。 氏名 _____

確認者印

庶務課長	庶務課長補佐	出納官吏	会計係
記載例			

観護統括		受付職員
閲覧	購入	

自弁書籍等購入申出書

令和 ○年 ○月 ○日

次のとおり自弁書籍（本や雑誌）を購入したいので申し出ます。

氏名 ○ ○ ○ ○

（太線の枠内に記入してください。）

番号	書籍等名 (本や雑誌の名前)	著者名 (書いた人)	出版社名	価格 (ねだん)	閲覧の許否 (観護統括)	受領日等
1	<div style="color: red; font-size: 12px;">※本や雑誌の名前を書いてください。</div> (例) 月間ステップ 5月号	<div style="color: red; font-size: 12px;">※その本を書いた人</div> (例) 東 鑑太	<div style="color: red; font-size: 12px;">※その本を発売している会社</div> (例) 東京出版	1,000円	許・否	年 月 日
				<input type="checkbox"/> 申出どおり <input type="checkbox"/> 価格 円		<input type="checkbox"/> 受領 <input type="checkbox"/> 領置 <input type="checkbox"/> 不購入
2				円	許・否	年 月 日
				<input type="checkbox"/> 申出どおり <input type="checkbox"/> 価格 円		<input type="checkbox"/> 受領 <input type="checkbox"/> 領置 <input type="checkbox"/> 不購入

- ※ 分かる範囲で記載すること。
- ※ 購入した本が少年鑑別所で全て読むことができるとは限りません。内容の審査を行った後、読むことができるかどうかの許否判断をします。
- ※ 記入した価格と違って購入はされます。ただし、契約している書店では購入できない場合もあります。

庶務課長	課長補佐	出納官吏	会計係
記載			

観護統括	
閲覧	申出

自弁書籍等閲覧申出書

令和 ○年 ○月 ○日 (提出する日)

次の自弁書籍（本や雑誌）を読みたいので申し出します。

氏名 ○ ○ ○ ○

本のタイトル		閲覧
タイトル1	(例) 雑誌「週刊少年 ステップ 5号」	許・否
タイトル2	※ 少年鑑別所の倉庫にあずけてある自分の本の中から、 部屋で読みたい本の名前を書いてください。 月曜日、木曜日の点呼のときに受け付けます。	許・否
タイトル3		許・否
タイトル4		許・否
タイトル5		許・否
		許・否

平成 年 月 日、1 2 3 4 5 (いずれかに○をする) の書籍の交付を受けました。

氏名：

こちらは、受け取ったときに書きますので、提出するときは書きません。

きさいれい
記載例

首席	統括	主任	係

ちょうはつきぼうとどけ
調髪希望届

とうきょうしょうねんかんべつしよちょう どの
東京少年鑑別所長 殿

きぼう 希望する方にチェックをいれてください。

わたし とうきょうしょうねんかんべつしよ ざいしよちゆう か きじこう しょうだく うえ
私は、東京少年鑑別所に在所中、下記事項を承諾の上、

むりようちょうはつ ひよう すべ しょうねんかんべつしよ ふたん
無料調髪 (費用は全て少年鑑別所の負担)

ゆうりようちょうはつ ひよう すべ じぶん ふたん
有料調髪 (費用は全て自分の負担)

(どちらかにを付けてください。)

きぼう
を希望します。

記

- き じかんない おこな りょうしょう
1 決められた時間内で行うことを了承します。
- ちょうはつちゆう しよくいん し じ したが
2 調髪中は職員の指示に従います。
- むりようちょうはつ ざいしよ き かんちゆうげんそく かい りょうしょう
3 無料調髪は在所期間中原則として1回であることを了承します。
(とくべつこうしんとう ざいしよきかん しゅうかん こ ばあい のぞ
特別更新等で在所期間が4週間を超える場合を除きます。)
- りょうぎょうしゃ たいおうかのう かみがた さ つか
4 理容業者が対応可能な髪型で差し支えありません。

れいわ ねん がつ にち ようし ていしゆつ ひ
令和 ○年 ○○月 ○○日 【この用紙を提出する日です。】

し めい
氏名 ○ ○ ○ ○

てん末 (職員記入欄)

実施した (年 月 日)

実施しなかった (理由: _____)

顔写真の撮影

済

未

きさいれい 記載例

首席	統括	主任	係

むりょうせんたくもうしでしよ 無料洗濯申出書

とうきょうしょうねんかんべつしよちょう どの
東京少年鑑別所長 殿

とうきょうしょうねんかんべつしよ ざいしよちゆう つぎ じこう しょうだく うえ じべん したぎ むりょう
私は、東京少年鑑別所に在所中、次の事項を承諾の上、自弁の下着の無料
せんたく きぼう
洗濯を希望します。

記

- せんたく さい さだ しゅるい すうりよう まも
1 洗濯の際、定められた種類、数量を守ります。
- せんたく かてい いるいとう はそん おそん へんけい しゅうしゆく き じ へんしよくとう
2 洗濯の過程で、衣類等の破損、汚損、変形、収縮、生地の変色等があつ
いぞん
ても異存ありません。

れいわ ねん がつ にち
令和 ○年 ○月 ○日

し めい
氏 名 ○ ○ ○ ○

きぼう ばあい
希望する場合は、
ていしゆつ ひづけ なまえ か ていしゆつ
提出する日付と名前を書いて提出し
てください。

庶務課長	課長補佐	出納官吏	会計係
<small>きさいれい</small> 記載例			

観護統括	
納品	申出

ゆうりょうせんたくもうしでしよ
有料洗濯申出書

この用紙を提出する日付です。

つぎ いるい ゆうりょうせんたく きぼう もう で
 次の衣類の有料洗濯を希望したいので申し出ます。

れいわ ねん がつ 日にち
 令和〇年 〇〇月 〇〇日

しめい
 氏名 ○ ○ ○ ○

受付職員印

ふとわく せんない きにゆう
 太枠の線内に記入してください。

ばんごう 番号	いるいめい 衣類名 <small>(いろ とくちょう きさい 色や特徴を記載してください)</small>	きんがく 金額	びこう 備考
1	<div style="border: 1px dashed red; border-radius: 15px; padding: 5px; width: fit-content; margin: auto;"> <small>しろいろ ながそで</small> ワイシャツ (白色・長袖など) </div>	¥	
2		¥	
3		¥	
4		¥	
5		¥	

ねん がつ 日にち (1 2 3 4 5) についてクリーニング後の

かくにん
 確認をしました。

しめい
 氏名：